

名和氏紀事

全

103

312

007159-000-4

103-312

名和氏紀事

門脇 重綾 / 著

和 1 冊

M32

ACK-0978





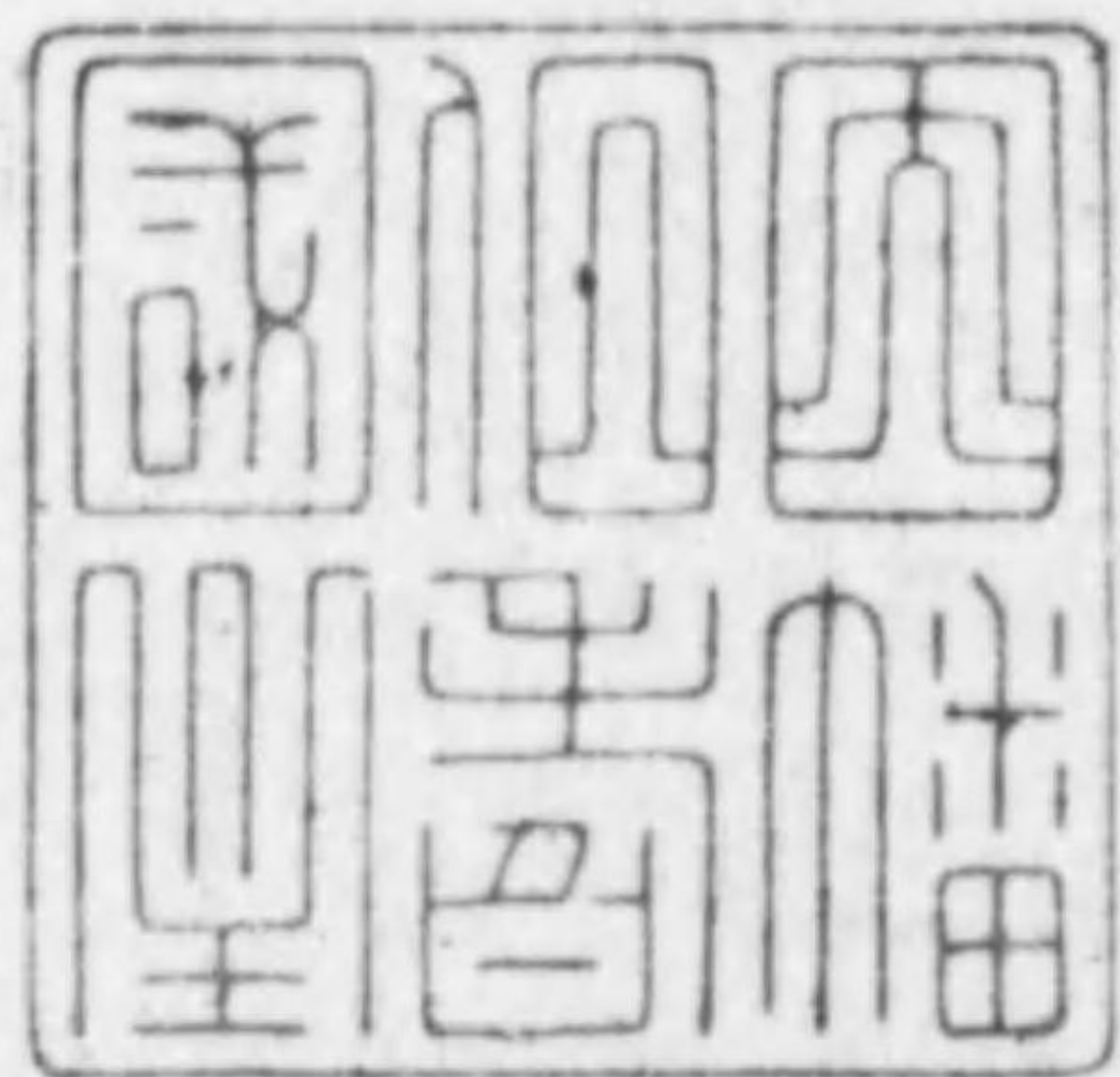
德
盛
本
師
全
美
心
原
際

申



一

興



勳

元和中興義旗四起之惡大慙
不日就戮而首舉事山陰者以
名和氏為先鞭

至尊之出隱岐閩族奉

詔以孤軍脚示大敵義氣不撓以
寘破衆奉

鸞輿還京師其功偉矣及天下
再亂官軍失利忠臣義士相踵
殞命名和之族亦盡戰沒而遺
孽之在鎮西者猶能與賊抗隨
撲隨起百餘歲而不熄一門忠
善之風久而不衰如此矣伯耆

神官門脇重續探求逸事著為
二卷題曰名和氏紀事自正史
實錄以及裨官野乘土人口碑
考據精確正誤辨縷細大無遺
名和之名節於是乎不朽矣而
以名和在在因藩之封內也若

年曰藩大處友尚囑我水天森
尚謙撰碑文至今

中將君乃命立石舊壩使儒
臣正恒董模寫其字刻碑陰
而碑面則

君手筆之也曰命安作名和

氏紀事序其為慕忠烈如此其
萬益亦所以奮起天下忠義之
氣也安年老不文何足以塞責
然維系

君之在水城嘗備侍讀今途
遠家命不可以辭迺叙次其由

書卷端不敢以拙陋而自退避
也文久在戎初夏水石奮澤安
書年八十一

名和氏紀事序



當建武中興之時其稱佐命元勳者莫若楠公新
田公焉而使二公之勲得速成者以名和公奉
帝於船上山也蓋賊巢覆而天下之狂焰衰
帝躬全而四方之義氣振然後中外相應東西相
合而中興之業成矣由是觀之元勳之稱未必推
楠新二公也夫名和公起於我伯耆門閥不若新
田公兵寄不及楠公乃感倉猝之顧闔門赴義據

孤絕之山潰滔天之賊以回天日於既墜抑又難也及一朝事去以身殉之子第臣隸無敢逃義者其或纔存餘息猶能奮臂而起與南朝相為終始其忠義貞烈之氣於天地不朽故天下後世聞公之風者誰不興勤王之志也哉我公重修名和公碑之明年州人門脇重綾作名和氏紀事蓋重綾夙患公事蹟雜出於諸書者訛謬踈脫且無條理慨然有校正之志一日獲柳川儒臣牧園某

所著行在或問讀之知其國有公裔見存千里就其家訪求遺事悉謄寫以歸自是日鎖一室正脫謬叙條理反覆校定累月書成閱卷則

皇家之興衰闔門之忠孝及族譜名姓地理支干之異同凡事係于公家者具載不遺使讀者如身在其時而親見其事可謂勤矣頃呈之我

公我公欣然而喜曰是獲我心也命上之木手書中興元勳四字賜之以為題辭又命臣

熙明

作之序夫物之相待古今一也名和公之於楠新
諸公相待於一時者也其於我公相待於異
世者也相待於一時故其勲速成相待於異世故
其跡永顯事殊而旨同察之於古既如彼觀之於
今又如此其徵之於後必將復有忠義之士氣類
相待觀感興起而不能自止者矣然則此書之成
不啻為名和氏實為萬世忠義之倡首也其功豈
不偉乎

文久二年歲次壬戌秋九月

藩

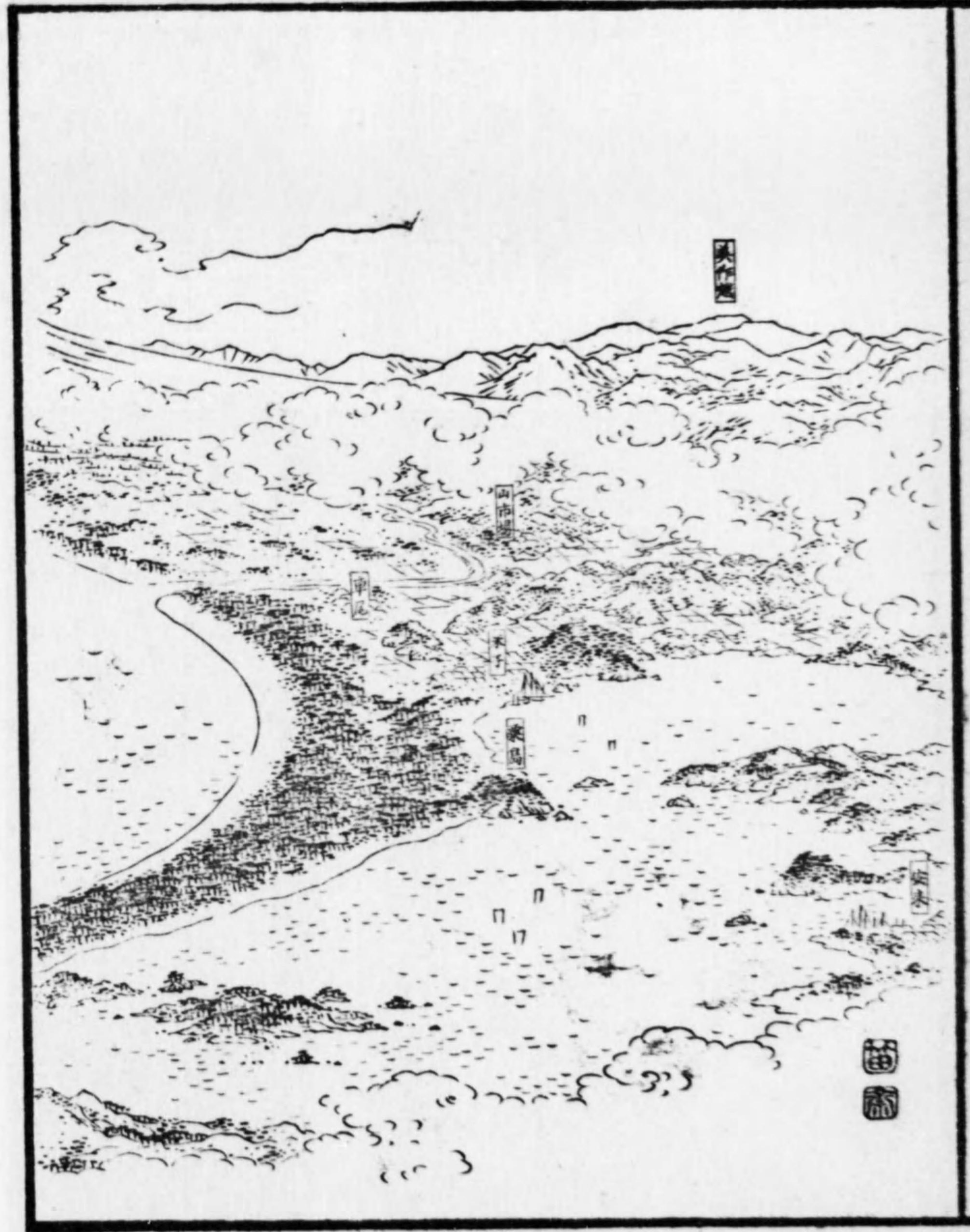
學正臣

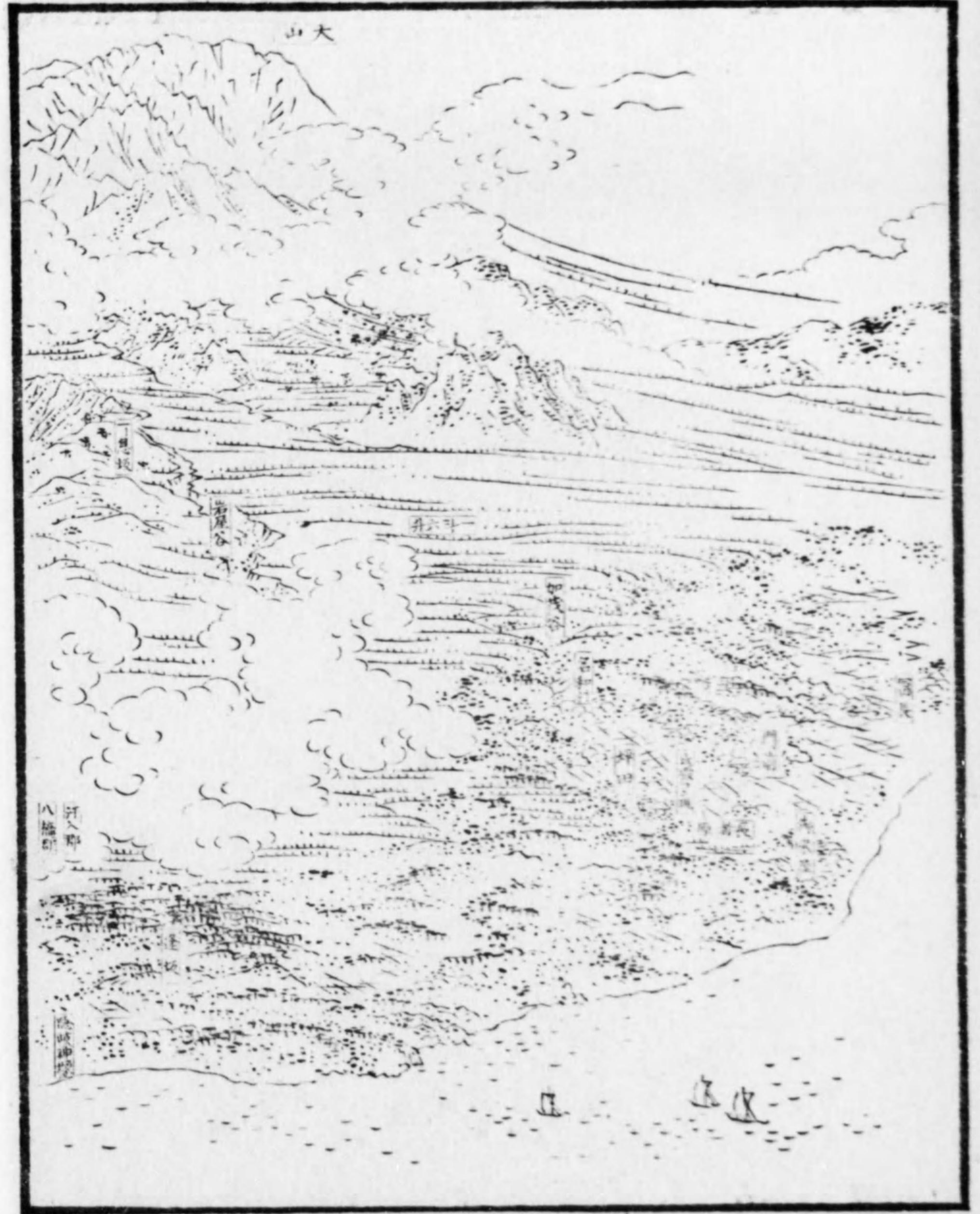
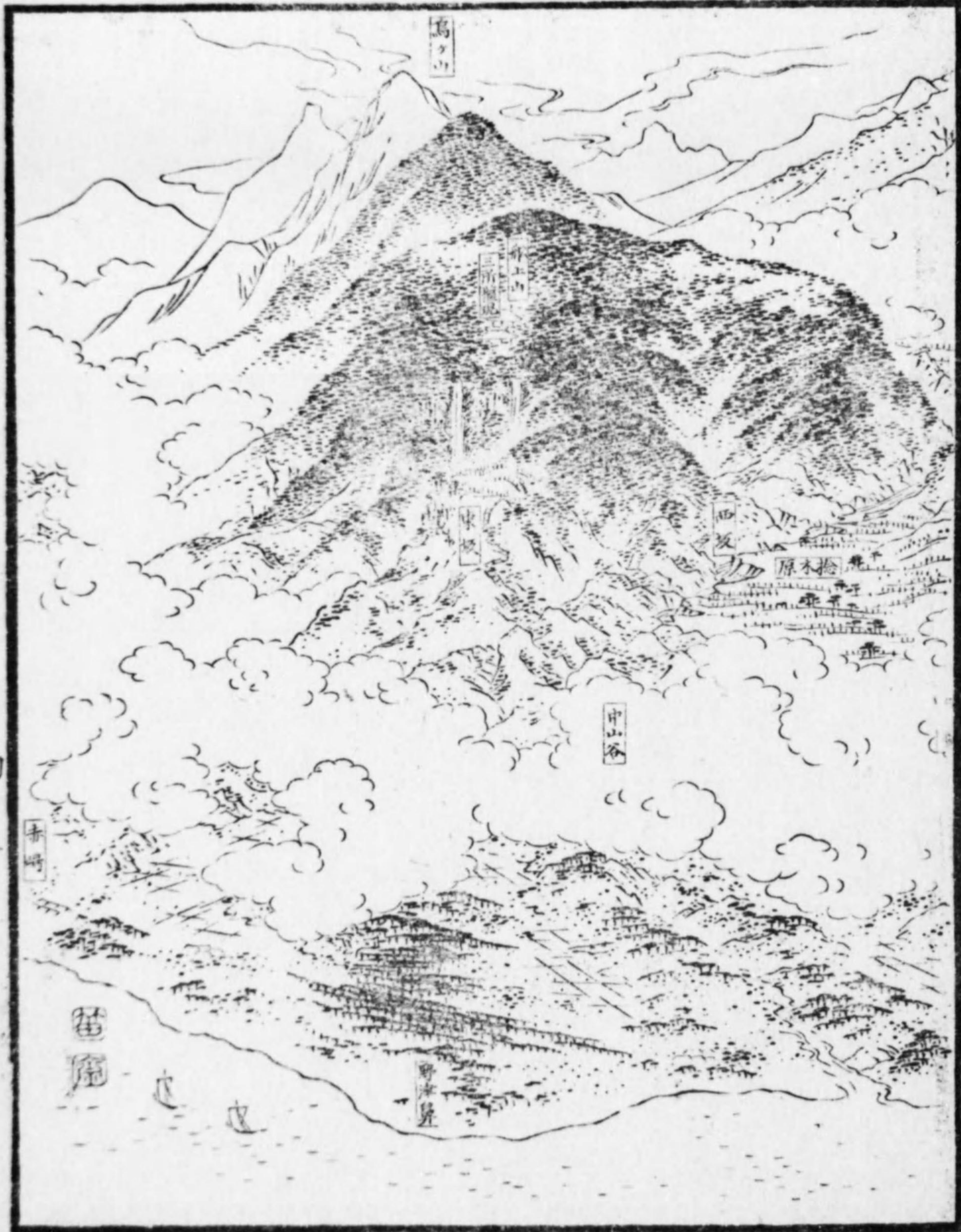
堀

熙明

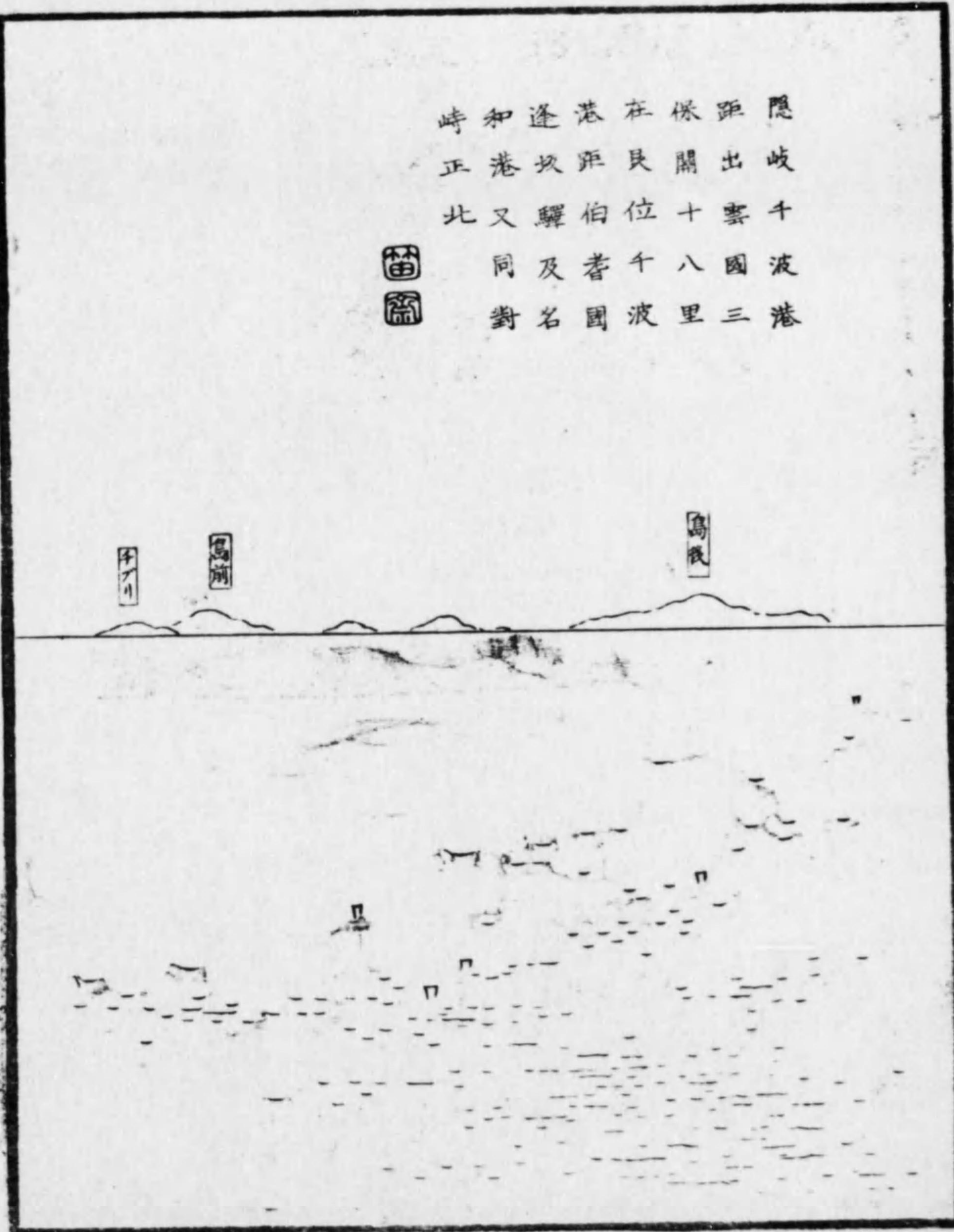
謹識







隱岐千波港
 距出雲國三
 保關十八里
 在民位千波
 港距伯耆國
 逢坂驛及名
 和港又同對
 時正北



名和氏紀事上卷



元弘の以ぬし一後醍醐天皇を迎へ奉りて然も勲
 功を建らまじ伯耆守長年朝臣の齋とて名以ま吾の
 國中ぬしえて開ゆる事かく諸國も確かをき電傳
 はまるとも聞えさるる年來こゝ迄も關望て慨と
 く慕はしくのこりあるふ近き頃筑後柳川侯の儒
 臣牧園氏名を稱字ハ大野芳山也の著はせ教行在或問の附録
 小朝臣の後以ま彼慶の藩士ふ存るよし以へるよ
 以る傳其の家を訪らひて家衆を討ねるの元弘の古

ふ微して今代に聞えもまゝなる事蹟をも掲ぎあらは
し其の由緒をくはしく記してははやを思ひとちて
往し萬延元年の春彼の柳川ふ以し皇朝臣の二十四
代の裔名和十郎長清ナカハヤシふ就きて乞賜せる系譜文書等
をふ不加しへの書ふ考證カウケンし天皇隱岐へ遷幸の御事
よりはしめて其の由来を記し事かくの如し

後醍醐天皇元弘二年三月七日 月日大日本史に據る 北條高時の暴

逆ふよ望て隱岐國へ遷幸坐すしに供奉ふを一條頭

中將行房六條 千種まゝ禪少將忠願御介借ふ三位局 藤原

廉コナ按察典侍小宰相 伯耆卷船上録元弘日記裏書按察典侍日本史ふ大納言典侍也
まゝ皇女瓊子内親王を申を 詳新集日本史等も據る専良親王の御妹母ハ贈從三位藤原為子御歳十六ふおらせし才ふ成三位局の女童ふ也
女房馬上ふて兩三人云く望見えし 記梅松論ふ三位局其外狩裝束の
一人成田小三郎望しつる雑色一人ををぬし具せらま
し 船上海録本書も關東の任人ありしに此頃所領も
何里醫法をも知しる由ふて笠置の皇居よ望雜色の也
夫男起下部ふお望て 路次の御警固ふも千葉介貞胤小
山五郎左衛門尉佐々木佐渡判官高氏等五百餘騎ふて

守護としてまつる御道筋を播磨の今宿より美作國院
庄を経て記太平伯耆國會見郡山市場村藤井某の宅に御
輿を駐めし事安養寺繪卷此處より車尾村深田某の
宅に入らせし事安養寺繪卷此處より車尾村深田某の
御製

春の日に始めくもやをき小車のうちを思は傳くら
すこと此さぞと遊はさきなる此處にて御逗留の間
御守護の武士等彼の皇女を見阿らけし奉り主上を放
ちまつりて深田氏に留め奉り本國の守護佐々木某こ
まを監す安養寺緣起深田氏文書皇女後安養寺宮
を傳伯耆志不見之と里○氏殿權現再興記

此件の御製を明年車駕船上山より御跡浴の時車尾村
に駐まり給ひて遊はさきなりと云ふるを記傳かり御
跡浴の路を因幡路を取給ひしよしと聞之時五爰よ
月の事ある代御製の趣を考合せさるハ杜撰甚し
里出雲の安來舟遷率ましくまゝ其處より御船を召て
美保關に著せ給ふ増鏡参考大平記但増鏡に安來より
の處一里○内云ふ古隱岐渡海を安來より美保關
の項ハ今の處村の海口を開きし趣諸書に見えし益村
の境内にて海水の外に通せしハ其處を往來せしハ
里會見郡沿海の地理二百年來大なる此處にて古き佛
堂を皇居にさき終夜御目も阿はぬ不常の夜も明く
のハ出雲大社の事を思ひ出させ給ひ供奉の人々此
の御神を素戔嗚尊と申して大社の大神を素戔嗚尊と申す

の中古よき 蘇の川上の大蛇を獲呈給ひ三種神器の中
 の誤あり 蘇の川上の大蛇を獲呈給ひ三種神器の中
 及び第一の寶劍を得給ひ大神あるよし伏仰せらま
 て御派敷行奉およはせ給ひら望 梅松論但本書此處
 ありし由以つるに諸書違つて下云つるを認むるに
 肉を思召し出させ給ふに就て撰るに先北條の神器
 の事を奏せし時奉實劍ハ武家の筆も天罰を願す
 て玉體奉近つき奉る事何ら御身を放さる事何ら
 させ給はむ為奉者らくも御身を放さる事何ら
 きあり云々大平記に見えたる如く此度の御渡海
 ち神器ハ志はらくも五體を放させ給はす朝夕御心中
 の御禱とゆませ給はさるに感概甚る時無し 四月朔
 日御製

さもこそわ月日もくらぬ吾あらぬ衣かへせしんふ

及び今阿らぬ 増二日 御渡海の日次諸書異同あり
 従ふさて大平記及京を出まいてより御路次十三日
 といふ三保關及著まひ二十六日不して隱岐及著給ふ
 と云ふ三月十九日及美保關及著まひ二十五日及
 月二日及てこい及御逗留まひくといふ今按るに
 上及云る如く車尾村及て御逗留何里と云ふ日數の
 車尾村御逗留の日及も二もまゐるものなり然るに
 の事書く世及開之さる及より大平記をはしめ諸書
 路次の異同 御船隱岐國及著しあは佐々木隱岐判官
 清高 大平記及貞清及作るに非 請取り申之國分寺を皇
 居せいて入御せいてまつ望 伯耆卷松上録増鏡大平記
 の御所を造りて皇 本國及ひ出雲伯耆の武士等嚴しく
 居せすと云へし 主上一日海上をはるる御覽して御
 御警固仕る 録上

製

こゝろさけ方をやは、や波のうつら浮てとらよふ

登のつとふね増鏡

三年光嚴帝正 閏二月上旬の御夢は後守多天皇主上の御

御年崩 見えさせ給ひて聞え知らせ給ふ事多し皇の御

こゝ更遷幸の敷慮切あるは大塔宮第三皇子の御音信

も聞きしめす事とえを以るはもよて其の時宜を得させ

給はむ事をのこ潜ひ議ひらせよまひら増鏡 一日成田小

三郎國分寺の僧を語らひ御守護の中は伯耆國名和庄

の住人源小太郎長高の舎弟惡四郎恭長を招きて都の

事せむ欲尋ねらるは恭長上國四方官軍の勝利を逐一

ひ述て竊ふ已の宿志をも告りよハ成田即チ惡四郎を率率

て龍顔ハ咫尺ハ奉らハむ主上大ハ御感ましくまつ汝

の一族をからひ義兵を舉て御迎ハ參リ要害の地ハ

皇居を遷してまつきて勅し護りらしるを奉長畏て本

國船上山の要害ハ家兄長高の事を養ハ次ハ出雲

の守護佐ハ水塩治三郎高貞まハ近江三郎ハ本

語らひてまつ出雲伯耆の間は潜幸ハ奉リ隱岐前司

誅伐の計策を回らしまさしるは奉リ皇居の當番富士

名義綱ハ高貞の一族ハ是をハ加らひ候はしむ

申して次の日義綱を宿所へ招き何ぞあき四方の軍談
をおいて試みる義綱即ち龍馬を奪り奉らむ義衆
の志を告ぐまゝ悪四郎大に悦び義綱を御前へ相具し
て参りぬ主上二人小御盃を賜ひ偏に酒肴の趣をせ初
談あきまじし海船上録伯耆卷五を惡四郎の事見之すは
眞の趣を告給ふぬ又四郎小分限者ふて事叶はさる由
を申し伯耆國奈和庄の池頭村上又太郎と申す者弓箭
の名を得家富一族も多し手柄の者ふて候ふ望申し
て御前を罷立ぬるく又太郎の第六郎行氏皇居の衛
中不在里里るを召さきて汝兄弟又太郎不在告て御迎ふ
参る可きよし候所せりるよし上行氏即ち松出り
る可折ふし便風を元きりハ千波島滞望てり
る間本史此の行氏下里聚る伯耆卷上山の條不出雲隠
之里此の行氏下里聚る伯耆卷上山の條不出雲隠

岐上里馳参する長年一族の中記せきハ既且隱岐小
在里趣小開ゆまま本書の趣糸譜小符合せるを
以て是小從ふまま大平記且関二月下旬ハ佐々木留士
名判官可當番ふて中門の警固ふて候らひる如何
おもひ及む何はま此の君を取奉里て謀叛を起さはや
中思ふ意と著る序ハ彼の官女ふ就て諸國の官軍勝利
杯をままひりる序ハ彼の官女ふ就て諸國の官軍勝利
のよしを述へ云くの志を告奉るよしを記せりとまま
一説ふり梅松論同月廿日惡四郎隱岐を立て出雲ハ
の趣是ふおあし 同月廿日惡四郎隱岐を立て出雲ハ

渡里塩治高貞を語らひ乃る高貞左右ハ拒ミて追
出しゝの名惡四郎即チ伯耆ハ通らむ望々ハ乃る折し
も六波羅の下知望て然ル者を察むる大社國造の郎
黨小見阿らはさま遂小虜小せらまらるの同月晦日自
害て失由 和糸譜名加くて皇居ハ乃義綱の志の不望

をよ〜御覽せむる為に彼の御盃を賜ひし時、御酌
ふ侍^ハ里に官女をよまふ大平記其項六波羅より清高の許
へ主上を失ひ奉る可く申し沙汰するよ〜内々聞〜め
さきよまむ六條少將をゆして仰^ヤ合さる、事どもあり
以^リ里参考大平記伯耆卷二十三、日頭中将成田小三郎と相語らひ
明朝竊に主上を出し奉る〜とて御番兵等御酒を
賜ひ折ふ〜三位殿の女房懐妊して何里なる其の氣^キ
色^{シキ}近附きぬとて皇居を出さき三位殿もこきを八看給
はむ為に民家に出らる〜とて大平記及三位局御座
ある〜とて参考大平記の御輿の中、主上を卧させ
趣伯耆卷及御〜るに從ふ

素里其の上、小御小袖を數多積て三位殿をも載せ金吾
と成田守下及参里行房忠顯供奉して中門を出る時、
番兵等御輿の簾を揚て見奉るよま〜とて三位殿あり
以^テ重ハ子細知らしとて通し〜てまつる小御輿即て義
綱の宿所の民家に入らせ給ふ廿四日未明日次略上録
大平記及五更の初、と云へるも寅刻、亦其ハ同し参考大
平記の一説、初、刻、と云へるも、此の二書とも、二十
三日とするよ〜とて、其、夜、の、曉、と云へる意を、おもふ、よ
中を、も、其、日、小、御、とるものありと、相耆卷、二十四日
午、刻、と、ある、よ、三位局行房朝臣二人を、言、め、て、侍、の、宿
處を、出、ま、し、此、處、よ、里、を、御、輿、も、め、さ、す、忠、顯、朝、臣、と、畠
士、名、義、綱、成、田、小、三、郎、金、吾、等、四、人、御、供、み、め、して、平、波、港

一急めせし事伯耆志船上録参考大平記等参取但船
 高自を徴し給ふ上録先小義綱を留めて送さず此の時御
 供ふも義綱の郎黨はかりを召さず上之記せ至大平
 記およ以梅松論の説こま同之爰不隠岐、駒小乗さる
 田夫一人行過ひるの忽聴ひ下まて主上を乗せ奉里
 忠顯朝臣をわ自ら輕く買て御道志る一仕里五十餘
 丁馳て千波港小著ふり 船上録大平記小を駒小乗給
 門を叩きて千波港ハ以の小行くと之間はきんをハ
 内より恠しらる男一人出迎へて上の御有様を見
 奉りらる即て輕く買奉里て此の案内者港中を尋
 程なく十波港小著ふらり此の案内者港中を尋
 ねて伯耆國へ潜戻る商船をからひ主上を原形の内
 及入奉里て御暇をて申しらる大平 即て急きて潜せ給

不付せ小清高の兵船數多追懸奉里以ま人、色を失
 一里然ませも勅諭ふ汝等欲給を佈る、事かく彼方
 一向ひて、釣を垂ますや向里以まハ水手等仰のこ
 とく計らひら里欲給御船小進之よりて尋ね覓むませ
 もぞかくて主上を隠し奉る梅松論大二十五日御船
 出雲國野波浦梓藤の東十餘里小向里不つくこ、及て地頭某を召
 して云、のよしを仰せらませも勢叶はさるよし我奏
 しお不何地も行幸坐まして軍兵を徴さまし時小馳
 参し候はむ申す志をらハ此處よ里伯耆の名和庄へ
 之路程以のは加里を仰せらる是より二日路許小

てお使らへ、聖も此の折ふく行幸の御事ハ何れも叶は
 せしまふましく候ふを奏聞す二十六日御船佐院、浦江
積字以ま江角小作る彼の野と云ふ處ふつく此處より
 陸及上らさ給ひ主上を駒ふゆいて杵築の方へ赴らせ
 給はむや、いづれ此の駒類及後へもとりてまします
 阿ま里ふ不思議有りはまを、駒の歩むに任せま
 ふ及御船の著き及るもぞの處へを返りける此の事船
并茶浦ふて 此、時佐々木清高の兵等陸より追懸奉る
の事とす
 る及主上ハ既ふ御船及めいて去給ひ二十七日杵築浦
 及著給ふ今按る及野波浦より柏香へせ思召し及る不
 地頭某ふ去るくのよに申し及る及よりて却

て西を指て此處に着給ふ、大社、國造
ふぞ御船に及るも、き及て及有る也 爰及て富士名義
綱船上録ふ 金吾等共及供御求め、陸及上里及るを
郎黨也す
 大社の千家國造の郎黨國司等共及主上を尋ね奉る及
 行遇ひて義綱と金吾ハ虜及せらまはり御船をも漁人
 等恠し、て此頃、隱岐の君の逃させ給ふせて、騒く事の
 候ふ何さま其の御事及て渡らせし、まふおせて即て御
 船を引おむとする、然少將船中及置まゝる弓を取て漁
 船の端を強く突まはまを船ハ左右へ退み、り其時少
 將矢指番ひて射むとせらまはまを漁人等向へて近附
 き得ず此の際、御船漕延させ給ふを國造等及不船ふ

て追懸奉る不せ且日く重し里夜入て風は以く吹
て御船危く見之以速く主上御守の佛舍利を取て海上
に投しとまふ風忽吹のほり國造の船ハ西へ御船ハ
東へ吹分てはせちの不明也ハ二十八日日次伯耆卷及
廿六日也す伯耆の片見和名抄不伯耆國八橋郡方見也
許八遺一里伯耆の片見見之り今八橋町の東南三丁
許八遺一里伯耆の片見見之り今八橋町の東南三丁
庄上里五里東也阿之ハ或も是歟也云ふ處に著き給
ふ此處を名和庄より五里東あり及速く西へ漕も
せさむせたぬらふ不せに隱岐判官の船端無く遇ふは
加里及ふ里不け里水手也即て主上と忠顯朝臣を
船底に隠し奉里其の上小乾とる鰯の俵を積重ねて隱

再傳
隱岐神塚の事備
よく土人小問ひ
聞く昔社ハ
無りり後石
子て小祠と造る
社帳も後鳥羽
帝尊成尊と記は
と云へり然と共
いふも此の地
小後鳥羽天皇の
由縁あるへき小
阿らす

岐判官の弟能登守夢河守の船とももの真中を勅諭ふよ
りて態々船す里ちあへて通るはせに御船に乗て尋
ね索めれきハさる船既ふ東へ漕過ぬ今ハ因幡境もや
懸里ぬらむせ水主等の云ふまたはからきて然らハ急
いせ東を指て漕去ぬ伯耆卷船上録御船も急きて西へ
漕くはせに主上水をハ聞食むて大坂港也云ふ處に
著き給ふ伯耆卷船上録大坂にま達坂も作る河入八橋
ふ小祠阿り後醍醐天皇を祀するふるへし土人後鳥羽
天皇を祀ると云ふ阿野津と云ふ事論無し○橋論も御座
船也伯耆國名和庄野津と云ふ處に著き給ふと云ふ以り此
諸記にも八橋郡及筑津村阿を寄せ給ふと云ふ以り此
の地以ま八橋郡及筑津村阿を寄せ給ふと云ふ以り此
の大坂より一里許東ふきハ地方ハ大坂無きをこ

をも名和庄と云へるハ上國の傳ふて各地理詳ならず
る如ゆゑの誤有りて右の如く諸書大坂、津と云へる
を大平記の誤り云ふに似たり名和、津と云へる日本史
にも此の誤を取らざると下不見えざるを察す正し
く大坂と云ふ處へ著ぬ書せ給へるものやまら
鏡及び關城書裏書不右伯耆國福津浦と云ふ處へ遷ら
せしまふも云へり此の地詳ならず以て名和庄より
西二里許今津村阿里相似る名なき也然も思はれ
すもくハ彼の野津を誤りて新津と稱へる也
彼の大平記名和港と云ふ不就て後世附會の説
を辨すは是爰より成田小三郎を勅使して名和又太
郎長高を徴す大平記不忠顯朝臣勅使して名和、庄へ赴
向くる所の宸翰不忠顯を尋ねて御迎の上を奏す
書せ給へるは知へしと梅松論不御松仕り仁候不
申して云く此の處不名和又太郎申す福祿の仁候不
云く望申上ルは即て決する、仕まて彼の者を先
不水求め不遣はさざると水奉行方知らず逐電すと記

く宸翰と云ふ是れ同しきものをやまらと土人の説不戸臣
某と云ふ者を御使不遣はさるや以へるも因上里附會
の説かり下ふと成田陸上里て里人及此處より名和、
庄へ幾程を問ふ二里許と答ふ午、刻長高の館不至
里て惡四郎長を問ふ不渠ハ隱岐の御番不參里て爰
不阿らずと云ふ然て不以此と出雲より歸らざる
るふやとて直不長高不逢ひて勅説を告ぐは長高首
を地不著け領承と奉里て不思議も如くは時節不生
き遇ひて萬乘の君不頼まき奉る事弓箭の面目生前の
思出あり急き君の御供仕て船上山へ馳上里防矢仕る
つゝ事なりさる時ハ尸を軍門不暴すも何の苦くあ

留へき長高ハ於てハ一定思切ハるうハ更ハ人の謀
 小拘ハはる可ハからず申ハるまハ折節其の座ハ何里何
 不輩一議ハも及ハはす早速ハ同心ハす長高即て鑑取て肩
 小投懸ハけ馬引寄せて逸足ハ御迎ハ不馳参ハるハまハ伯耆
 上録参取ハ大平記ハ及長高案ハ煩ハひハる氣色ハみてハまハ加
 くハ申ハさハりハるハをハ合ハ衆ハ長重進ハ之ハ出ハてハ申ハるハハハ云
 之ハ見ハえハるハ趣ハ異ハありハ日本史ハ及ハ此ハのハ説ハハハ一ハ族ハ及
 孫三郎基長乙童九鬼五郎助高太郎長重六郎太郎義氏
 小太郎信貞次郎三郎實行彦三郎忠秀鳥屋彦七宗家内
 河彦三郎備中守義直以下廿餘騎伯耆卷船上録ハ父
云ハ里太郎長重ハ大平記ハ據里子郎黨以下廿四人ハ
平記ハ一説ハ長年但小太郎左衛門尉信真云ハハ

この時の供奉の中ハ載ハす然ハるハ長年の姓ハ信真ハ云
 づハるハ無ハくハ下ハのハ三月朔日二日の條ハ下ハ見ハえハるハ河
 真信を誤ハて信真ハと作ハるハもの歟ハ真信ハハ長年の執事ハ共ハ及
 みて實ハハ從ハ弟ハありハ下ハ卷ハ及ハ舉ハるハ河ハ余ハ譜ハハ見ハゆハ
 大坂港ハ不ハ至ハ里ハ及ハるハ人ハも無ハきハ小船一艘岸ハ及ハ横ハとハは
 りハるハ故ハ恠ハとハまハらハ長高御迎ハ不ハ参ハ里ハとハるハ由ハ奏ハとハハ
 きハハ主上御手ハ及ハらハ苦ハを除ハひハさせ給ハひハて龍顔を指出
 之ハ給ハふ御冠ハも傾ハき御衣ハも志ハ皮ハ給ハふを見奉ハるハ武士等
 之ハ不ハ涙ハをおハさハして御前ハ及ハ加ハとハまハるハ少将ハハ水求ハめハ及
 遣ハはハさハきハとハるハ概取を尋ハねハ及ハ陸ハ及ハ上ハらハきハ成田ハ及ハ勅使ハ及
 参里ハとハるハ際ハありハとハ此ハ時ハ少将ハ及ハ歸ハらハきハ成田ハ及ハ長高ハ不
 後ハきて馳ハ著ハぬ長高基長ハ及ハ御輿ハ及ハ奉ハらハぬハとハ云ハひ

ルそハ基長此の港をハ存へ候はて濱津 伯耆卷小名和、
注、庄の港あり也

す、つ、参里ぬ覺之候ふ時刻の移らぬ間ぬ御馬を奉ら

は、如、申、之、乃、ま、ハ、即、て、長、高、百、乗、之、乃、馬、を、主、上、に、奉、里
少、將、小、も、郎、黨、可、馬、を、進、ら、せ、て、急、き、て、船、上、山、一、供、奉、之

ル、り、伯耆卷松上録、伯耆民談記、殿権現録起里、謗等の
屋、ま、つ、主、上、を、雄、島、の、崎、の、社、小、著、て、戸、屋、某、を、召、す、戸

説、ふ、よ、り、て、名、和、庄、ふ、い、り、吉、社、小、著、て、戸、屋、某、を、召、す、戸

の、戸、屋、ま、つ、野、望、名、和、の、館、ふ、迎、つ、奉、里、之、乃、馬、を、主、上、に、奉、里

と、確、る、其、の、微、無、し、但、上、長、年、一、族、小、鳥、屋、彦、七、宗、家

の、何、る、ハ、鳥、屋、戸、屋、同、氏、小、著、て、名、和、氏、鎮、西、隨、從、の、郎、黨、小、鳥、屋、彦、七、宗、家
三、書、及、ひ、伯、耆、氏、談、記、等、皆、貞、享、元、禄、以、降、小、記、す、る、所

既、不、正、し、極、陋、奇、り、と、云、ふ、と、も、所、謂、嶺、麓、の、言、を、も、棄、き、

其、言、至、愚、極、陋、奇、り、と、云、ふ、と、も、所、謂、嶺、麓、の、言、を、も、棄、き、

り、斯、の、意、ハ、主、上、を、佐、吉、社、小、著、て、戸、屋、某、を、召、す、戸

の、明、徴、乃、其、の、附、會、の、説、か、る、事、を、去、る、可、き、な、り、さ、て

件、の、民、談、記、録、起、里、謗、等、小、著、て、戸、屋、某、を、召、す、戸

著、洋、の、由、録、小、著、て、戸、屋、某、を、召、す、戸

妄、誕、亦、り、御、來、屋、ハ、御、來、屋、ニ、對、し、是、を、此、の、言、を、も、棄、き、

御、來、屋、ハ、御、來、屋、ニ、對、し、是、を、此、の、言、を、も、棄、き、

御、來、屋、ハ、御、來、屋、ニ、對、し、是、を、此、の、言、を、も、棄、き、

御、來、屋、ハ、御、來、屋、ニ、對、し、是、を、此、の、言、を、も、棄、き、

御、來、屋、ハ、御、來、屋、ニ、對、し、是、を、此、の、言、を、も、棄、き、

こが云ひて逢坂港の事を知らざるハ長年の家説の世
小名高き可故なるへし但右の民談記等の書中にも
まゝ取る可き事有るハ漫々申刻及港より二里許
す下舟往く参考する所有り
る野中にて主上甚く御疲勞坐まゝ御休息有るへき
と勅諒ふまじき望も長重あ著る鎧の上は荒薦を巻
て負奉り岩屋谷此處より西坂と云ふ船上山の麓まで
飛ぶる如く小馳著ぬ柏者巻松上録大平記等参考
大平記に長年一秋御迎ふ参て黒
糟毛ふる馬の六寸許あるを寮の御馬に乗其の後の
山世余丁ハ鳥も通はぬ不之の坂ありは長重著る
る鎧の上は荒薦を巻て爰まで茶ふと折敷て供御奉り
夏進らす云々も凡ゆる
梅松又樹を伐る面の上帯を解て結び固め主上をこ
色入昇乗せ奉り船上山の西坂を登る不堂後より十

四五人あ音して参望するを敵の寄來するみ加せて主
上も驚き思召しはま望も長高少くも騒あす御輿に乗
らぬ者も知皆片手矢を指せて只今事な何ふ可き體な
里より敵みわ何らて大山の信濃坊源盛長年の同宿十
餘人船上録にを相具して供奉し馳著るなりは里猶
道より供奉仕る者とも都て百五十人許みなりぬ然
とも嶮き坂路の間にて主上御輿の上も堪難く見
之させ給ひはま望も助高信貞御介借仕て半時許み船
上山の本堂へ入御し奉る柏者巻以山上三所権現
の社坊里四方平坦なにて社
の後二丁許み輿院何まで其の間み本堂の故址と思
き地何より近年彼の権現の社前み土人橋并某碑碣を建

つまじ此より二里許ありて土俗天皇當山如大山寺の
 屋敷に棚つる處何とぞ信すへららけ
 亦寺ありハ源威弟子同宿等及仰せて供御を調いて奉
 らむ録 上主上は御藥をもちこゝめいて御氣色
 直らせ給ひみなり長高前サキ及大坂港ふて基長及云ひ
 る如吾の君の御供仕て斯る大事を舉るうハひ
 一も存生を期す可あらす然もハ館を敵ふ殿散さ妻
 子を人の手及懸させむら口惜き事あるへい汝を急て
 是より馳返里館の事ともよきふ計らへ下知いて返
 りなる此時まハ内河彦三郎を館及返い土用松丸と
 て三歳或ハ及ありるを嫡孫ふとハ率て参るへい自

日本紀を撰りて
 神武天皇大和國
 小野に於て給ふ
 時山中嶮絶ふし
 て皇師向ふ所を
 一々天祖是小
 教つて八咫鳥と
 下し給ふ即鳥の
 向ふ所小野に遂
 小野田下野小を
 り給つり八咫鳥
 を許書とて大鳥
 小作とて七八尺
 許あり鳥とて
 るも是れ小野に
 するは此時の事
 の趣此相似る
 事仲良の瀬川
 小河と云へり

然の事何らハ手及懸て長高も共及自宮す可きよと以
 以遣はし及もハ基長藤三郎近清等定計らひて土用松
 丸と共及長高義高基長等の妻女を夜半及船上山へ
 登らしめ基長の彦三郎及下知いて敵近附るハ館及火
 を懸し及云ひ置て同く船上山へ馳登り及り此時一族
 日野三郎義行子息又三郎義恭河迫兵衛三郎義員等十
 餘人馳参す柏者 卷爰及不思議の事何れとハ主上船上
 山へ登らせ給ふ時より數萬の鳥山中及充滿て其の中
 及長七八尺許ある大鳥一羽飛翔里及り柏者 卷長高ま
 内河及下知いて船上の山上まで兵糧米一荷齎送里と

らむ者も五五百錢宛取らすへいと近郷小幡四に名を
ハ即時人夫馳聚して五千餘石を運ひたり伯耆卷大
名和庄より東南二里許に一斗六升也云一斗六升宛
夫等重き小畑へすいて此山て一荷の中を一千六升宛
除きと里と才と前中中間藤七郎望云ふ者を遣はして
積井瀬五郎三郎弘義今名和庄の西二里許小幡村西
尚くハ此の地小月まる加茂梶岡入道
何里東谷梶原名和三村を總ふ此の梶原梶岡小幡村
名ふるハも後世岡を原と云ふ此の地小幡村古くハ此
と此より三十丁許加茂谷云ふ此の地小幡村古くハ此
の里と云ふ加茂郷云ふ此の地小幡村古くハ此
ふるハと云ふ香原林玄蕃元
親民談記山名和庄の西二里許小幡村
赤坂掃部助幸清

名和庄の東二里許赤坂村此の地小幡村古くハ此
聞えと云ふ民談記此の地小幡村古くハ此
いよと云ふ赤坂村此の地小幡村古くハ此
以て後赤坂村此の地小幡村古くハ此
小移住せしむ等小幡方此の地小幡村古くハ此
元親幸清早速不行在馳参五郎三郎梶岡入道
二人伯耆卷大却て事のよを隠岐判官告ふなり
記等取船上録小浪此の地小幡村古くハ此
云々御方より悉以て軍兵を指遣はして夜討小幡
とて馬上赤坂村此の地小幡村古くハ此
三郎望赤坂村此の地小幡村古くハ此
王と此の下文清高返忠受て云々長高執事田
所若林等討死望執事等長高清高敵御方相混す田
若林ハ清高執事等長高清高敵御方相混す田
事見元とる廿九日の夜の事を誤まるなり
時隠岐判官清高二千餘騎小浪船上山西五小幡

舎弟能登守清秋を八百余騎あて赤崎赤崎 船上山の北三
 陣陣にるる清高稻井瀬等の隙を得て名和庄に押寄
 むす伯耆 卷廿九日の明方か打立て名和庄より十余丁
 西なる富永村まで寄とりらるる名和の館火熾熾に燃之
 とりらるるハさてカ彼カ人無ありらる然らハ直直
 船上山に向ハて萱見畑萱見畑云ふ處あて追手搦手の
 手分す萱見畑今詳あらす但逢坂の西下市村みカヤミ
 の履履不不會會て手分せしふや下市を小浪よりハ四里許
 東不東赤崎上里ハ二里許西の地あり船上山の西北西北
 常常追手は隠岐判官清高二千余騎あて東坂に向ハ搦
 手は能登守清秋を河守清房佐々木佐渡前司彈正左

衛門尉昌綱若林某等一千三百餘騎西坂上里寄せり
 里伯耆 卷佐渡前司大平記ハ據る彈正彈正斯て坂中ま
 衛門尉の名兵數等参考大平記ハ據る
 て責上里なる山上も豫て大木を伐倒して逆茂木
 及び引き僧房を破て搦楯搦楯みるきなる船 上 録名和の館
 の火の手を見て敵の寄するを察し追手の城戸もも孫
 三郎基長乙童九六郎太郎義氏日野三郎義行同又三郎
 義泰丹河彦三郎義真一族六人郎黨以下三十餘人搦手
 へ鬼五郎助高信濃房源盛小太郎信貞次郎三郎實行
 彦三郎忠秀一族五人大山寺の衆徒郎黨廿七八人出迎
 へて待懸り追手も以まゝ寄せり搦手も里寄せり

る欽等麓の河を渡里二丁許登て足立のよき處に陣を
取らむと奔めく處を助高源威信貞實行忠秀等麓地
打出て散く及射乃まハ彈正左衛門尉昌綱道の麓に控
つ居り乃る右の眼を射させて矢庭に伏す是を見
て其の手の兵五百餘騎を失ひて軍をもせきり乃る
の佐渡前司も手勢を引具し麓の方へ散くよおつ
考大平記大平記よわ佐渡前司旗
を巻き胃を脱て降参すき云つし
御方右即て太刀拔連
寄手の中を縦横及切て回さハ谷河守の侍大将若林父
子討まぬ一千餘騎の寄手廿餘人ふ切立ちらま谷川を渡
て引退く
伯耆卷
追上録 追手ハ清高を始め執事田所の守五郎

左衛門種直以下二千餘騎東坂より攻上里て三度鬪聲
を作里のまきよむ城中よわ静まり返て音もせず御方の
勢の分際を知らせくぞ樹間くく及射手を出し遠矢を
射させ乃る此時山中忽震動して雷電晦冥咫尺を辨
つさ里しるわ御方こまよ機を得て射手を左右にす、
めて散く及射る寄手も矢余作里て射合せらまよも御
方中なる矢ハ少かり其のうへ風雨雷電及惑ひて色め
く處を透間も何らせす射すくめり斯て大将長高わ
皇后及候らひ乃る今日の本戦を見すして何日を
期せむ一矢射てこと参らぬ望て御前を罷立射手の面

不す、と出矢頃を定めて五郎左衛門種直の鎧の引合
 を射洞よして後、小控へする合第六郎の内控を射貫き
 色ハ二人一度小、儘きルリ種直の郎黨死骸を取らむ
 楠を衝かせて肩小引懸むとする所を長高二の矢を番
 以て楠衝共ふす、二人を射り、色ハ四人一處小外
 伏す是を見て賊將清高二丁許引退きて向城を築む
 也寸御方ハ以、也太刀打いて勝負を決せむとて太郎
 長重小治郎長生等も馳加はり参考大平記ハ小治郎を
一本小太郎ハ作ら
ハ行政ハ信真信英土屋三郎等を載す也示す此
ハ行政ハ信英二人ハ考ふる處無し行政ハ下の三月朔
日二日出雲隠岐より馳参する軍勢の中ハ見之信真ハ
上より云へる如く長年の執事也聞之るは是も同じ

き朔日二日若到の中ハ何里然るハ此の二人此
時のハ取ら加はるよし云へるハ一統と聞ゆ 百餘人
 拔連て下坂を降下里小切崩せハ寄手少もこらへず
 して谷底へさくり落さき已る太刀長刀小貫きて死す
 るもの数を知らず我先小中逃失ぬ御方ハ下部幾ハ二
 三人討せざるのよみて討取る首百五十餘級なり斯て
已、皇居へ歸里参るハ色ハ
柏卷船上録参
考大平記等参取 主上一族
 の軍兵を敷覽すしくなる中ハ乙童丸生年十四歳及
 りルを御前みゆして黄楊の御櫛を賜以面々名御
 狩衣を少、剪らせて他日褒賞の驗及賜はり御感
 こと、斜みり即夜長高を左衛門尉小補せります

名を更めて長年と賜ひらる
増鏡長年五百餘騎の
勢小て御迎ふ参りて
京の御社思ひ出らま
云ふ慶へおはしませ
王船上山へ行幸の間
他日以輪上山より御
の社以賀氏御原村
安政五年氏殿權現の
兼此地み來里其の事
す然るふ此社に舊く
開く事無く因て社司
兼社司山本氏に因て
の兩刀及ひ願文を
萬々歳終一腰可抽丹
□月廿□日とあり
某月の□□日とあり
きハ二月八日とあり
く小見ゆ廿七日と
上以主と長年を御頼
伯耆卷船上録名和來
増鏡長年五百餘騎の
勢小て御迎ふ参りて
京の御社思ひ出らま
云ふ慶へおはしませ
王船上山へ行幸の間
他日以輪上山より御
の社以賀氏御原村
安政五年氏殿權現の
兼此地み來里其の事
す然るふ此社に舊く
開く事無く因て社司
兼社司山本氏に因て
の兩刀及ひ願文を
萬々歳終一腰可抽丹
□月廿□日とあり
某月の□□日とあり
きハ二月八日とあり
く小見ゆ廿七日と
上以主と長年を御頼

ろち皇帝萬々歳ふこの願文を認めらる事時勢ふ於
て以る、何らむと飯田年平の詔へる如く廿九日
する時を當日の成敗既ふるく、如くふまハふ不復
企くして鴻基萬々歳ふらむ事を祈らまはるふ一
花押ふ高、字見ゆまはる長三月朔日二日日本國及
年と更めらまはる時ふり
ひ出雲隱岐よ里馳参する一族ふ長年の弟小三郎長
義六郎行氏竹萬七郎氏高八郎高重十郎行泰從弟阿陀
伽井カキ一カキ高江カキ小二郎長貞上カキ神孫三郎直行同四郎助貞
鏡五郎左衛門尉准村筑見九郎行真同十郎行義以上名
他家及土屋孫三郎宗重子息孫三郎此の父子同字
講カキ他家及土屋孫三郎宗重子息孫三郎此の父子同字
見カキ之カキ下カキ引カキ三カキ郎カキ國カキ方カキ或カキ是カキ歟カキ同彦五郎カキ才カキ長年カキの執
事内河兵衛三郎真信同新三郎真員同四郎太郎泰近等

も馳参るるまを皆御前召して名字を名乗らせ給ふ
 斯て朔日二日の間清高近國の兵を聚めて數度責寄せ
 るまを御方ハ次第に勢加はして事ともせず清高遠
 小浪城に引籠り伯耆卷 船上乘早馬を頼並に立て六波羅へ
 注進す大平記爰に此頃夜に續松二三千宛せむと連て四
 方より船上山へ引續く味方ふを是をハ知らざりしを
 多も敵方ふを近國の武士行在へ参るまを見之る是
 とか狐の所為なりと覺と伯耆卷まに七郎氏高を計らひ
 みて参考大平記土屋彦三郎白布五百端を旗に製し
 松葉を焼て煙ふ熏へ近國の武士の紋章を印して此彼

の樹抄すに嶺に立置りしを大平記船上録の二
 事す然まを伯耆卷に氏高著到を見ものふとあ
 朔日二日大平記にまハ以ま此に係く見ものふとあ
 石競はさらむ我先及せ馳参せぬを無ありしを三日曲
 水宴を行はきて長年以本國を賜ひ伯耆守に任せらる
 伯耆卷船上録日本外史に此時の序に予嘗拜官有茲と
 向まじ長年の外當日の拜官諸書に考ふる所無く但長
 年の序源盛を伯耆初に考ふる所無く但長
 波羅討手の條以下に如信濃法眼と以りて是行在不
 長年の序源盛を伯耆初に考ふる所無く但長
 木刺主上長年を召して國にの着到を問はせ給ふ
 朔日よ至今日まで日野三郎義行奉行して注する所伯
 耆美作出雲隱岐因幡の兵二千餘騎を奏聞す然らハ此

の勢を以て隠岐前司の小浪城を攻むへきよし勅諭
 リル事ハ長年畏て六郎行氏小太郎信貞を大将して向
 はせらるる西刺許官軍小浪へ押寄て散々攻戦ふ城
 中にも倔強の兵七百餘人楯籠里必死に為て防ぎしを
 ハ官軍も數多死傷す豫て城を責落さむ火の手を懸し
 官勅諭ありし事ハ信貞行氏下知して大續松を結ひ八
 方より抛入る内（下）の明を見て透間もあらず攻むる不望
 夜半許に當城を責落ししなり（伯耆卷上）大平記不
 隠岐へ逃歸する可國人は心替りて防ぎし事ハ
 波不仕せて越前の敦賀より里後六夜風浪の時江
 川番場の土堂より自害す事云つり又参考大平記ハ
 清高赤谷津より小船に乗て本國へ歸る云々望

辨書類從子叔之
 宿進華寺退去帳
 小元弘三年五月
 七日自害の人
 歴次郎入道明
 約六十四歳同
 三郎入道道敷六
 十二歳同三郎
 入道倫芳同次郎
 入道淨勝五十一
 歳同六郎次郎
 五郎易隆同次郎
 重俊同三郎能隆
 同又次郎重安同
 新左衛門經者同
 左衛門次郎伴興
 同七郎三郎伴範
 同藤三郎家泰と
 見入るるの
 道明親元寛
 一又佐木
 隱岐前司清高三
 十九歳子息大郎
 右衛門尉兼高十
 八歳同三郎兵衛
 尉高秀同永壽九
 十四歳守り

官軍是より直本國の守護代續屋
 彌次郎重行（入道元寛参考大平記）元寛二人を
 入道倫芳同次郎
 入道淨勝五十一
 歳同六郎次郎
 五郎易隆同次郎
 重俊同三郎能隆
 同又次郎重安同
 新左衛門經者同
 左衛門次郎伴興
 同七郎三郎伴範
 同藤三郎家泰と
 見入るるの
 道明親元寛
 一又佐木
 隱岐前司清高三
 十九歳子息大郎
 右衛門尉兼高十
 八歳同三郎兵衛
 尉高秀同永壽九
 十四歳守り

○名和氏記事上巻

○止二

小鴨谷に小鴨氏累世を馳向ひて責なる
 居城の北にありて其處を岩倉と云ふ
 小元之忽降参民談記云元之車駕船上山より還幸の
 由を又下卷に舉る名和来詣の真言も小鴨三郎
 左衛門尉見えと云元之の旗とて名和氏も從ひたる
 志長も遂に敗走す伯耆卷船上録参考大平此後國中
 畫く平均して近國の兵殘らず行在に詣りて
 雲の守護塩冶高貞一族を共み安来既に出松上山に控
 へて参らさりりしを船上録云高貞此計長年即て基
 長助高を大将とて討手を指向むす高貞此の由を聞
 て富士名義綱を相具義綱大平記云先高貞の許
小中大社、國造の手不勇小一千餘騎して行在に詣りて陳

謝ししを皇居に召さすして城戸より外へ伺候
 せしめらる伯耆卷船上録大平記等参考高貞義綱の九
 日長年の嫡男彦太郎義高先は千劔破の寄手と在りし
 るの晝夜馳て行在に参着す長年相具して御前へ候
 上國官軍の形勢を奏ししを御歡に望み斜らさる
 り十日長年の争余一高則まゝ千劔破より馳参す伯耆
卷船上録然る不意に諸國の官軍引もきらすつ本國も
 大山の衆徒七百餘騎金持黨三百餘人出雲に朝山八郎
 八百餘騎石見に澤善四郎三角入道安藝に熊谷小早川
 美作に菅家江見芳賀流谷南三郷備後に江田廣澤宮三

吉備中新見成合那須三村庄真壁備前及今木大富太郎幸範和田備後二郎同三郎高德知間次郎親經藤井射越五郎左衛門尉範貞小嶋中吉美作權介和氣彌二郎石生彦三郎此外中國西國の軍勢山上山下四方三里の間を充滿す大平記是より因て播磨の赤松入道圓心を始め諸國の官軍殿山の衆徒等及至るまで朝敵追討の繪旨を下さる増鏡○大平記建元三年十月山門より遷幸の條山徒の道場坊助注記祐覺ハも七西原寺の津僧ふて所望し先帝給上山不御座所至之時大板を脱て山徒の歌あり一弓箭を費つて一時の榮華を開けり十三日除目行はきて忠顯朝臣を左近衛中将藏人頭及補公卿補任ふ元弘三年八月五日叙正四位下左中将兼藏人頭先

是三月三日叙後四位下と見ゆ 六波羅計手の大将及定めらる仙若巻 船上録

十五日夜長年を御前ふめさき今度の大功偏及汝の忠及何重とて敷感の何まり御手侍ら忠顯朝臣及教へて帆懸船を畫しぬ給ひ長年の家の紋章及賜ふ以川及朝服さし武器等及右帆懸船を用ひ尋常の服及を長年の末代まで遺鑑ふも仕まて宸筆の御文及ひ御歌を賜ふ

漫々する海上及以初く雲もかく漂ひて四日はあり
 け過ぬ二十七日の夕方少也杵築の浦ふて西風はる
 く吹て以るなるへき及の空心騒きせしる言も風

みまのせし且夜上望波の上も静みて明ぬきハこ、
ありこも見ゆるみ柏着の港み着ぬ楫取もいまわ力
作きぬぞ云ふをせりくして大坂と以ふ處みつきぬ
こ、右荒磯及て釣船とみまきなり此の處の所る
し望みふ者も都ふあり及きハし何とみ作らてこ
とふへきもみも無き世もある人ひ望みふと望みふ
不人もせめふとて出ぬ楫取もみ及うせぬきハ何や
しき苦の下ふと、ひ望みう作もきぬとる心の中以
はむありあし直杖を引刷て以まわのき望み待居
とるみ船のむせみ人ひ望みきとり何ら、鋪も無き

右以のあるみやせ何やしきみ忠願を尋ねて御迎の
よえを奏するまゝあせわ加、るよめえをそ以ふ一
あめる中、其時ハ心も詞もおふふへき限み何ら以
おもひ出ると以こせぬその氣味を不むねみ何望忠
を致す輩以都きもおろとあるへき及わ何らねせ
もさし何と望て待出と望と、ちがむととふへき
かととあ望し
忘きぬやよるし波の何ら磯をみ松のうしみせぬ
とこしるわ
長年の忠功後代の人ふもいらさむる為ぬ志るし置

あり赤くの君もこの事を見せ奉らハ以る、おろる
 かりむ私の子孫までも此の忠はありしハ折らざる
 ハ正直を以て報國せしめて行末久しく作らざる
柏香巻但、本書御製の拙句、これをせ
 何るを然るつらさ今新葉其も據る
 主上長年み仰せらるる汝の祖父二方二郎行秋承久の
 役み官軍み属し忠功を盡しらるるを聞召す其の執
 心代り遺望て汝にま朕の御方み参望て如此大功を
 成す事誠み一生みらさる宿縁なりとて獻感料あらさ
望りり 船上録 本書み但馬上望て官軍み属し宇治
 の城南寺の流、鎧、揃つて御披露ありて諸國の兵ともを
 徴さる、慶み云く丹後但馬以上十四ヶ國の兵ともを

望りりとは望り行秋但馬國み
 在望り事ハ下巻み以り 此頃三位局頭大夫行房朝
 臣隱岐より渡海何望船上録 斯る慶み京都み赤松以下
 の官軍毎度の合戦み打負、らるる聞之らるる天下の
 安危以る、何らむぞ宸襟を惱さる十五日よ望り七日の
 間主上御自ら金輪法を行はせ給ふ大平記 十七日六波
 船上録
 羅、討手を差向らる大将頭中将忠顯侍大将村上判官
 高重信濃法眼源盛村上小次郎行村上神四郎三郎助貞
 内河新三郎真員兒島備後三郎高德金持三郎家武庄真
 壁薬師寺中吉丹兒玉黨以下一千餘騎柏香巻 村上高重
 を大平記 船上録
等み義高や寸美高先み千餘騎の身手み何りて船上山
 の戦期み後進するを以て今度軍士の管領み任せらる

其の謂無きハ何らす日本史の趣とまら同く然と
 とも本書ハ此後五月車駕越上山を發し餘ハ時義高長
 年と共ハ行軍の中且在るよし記せきハ姑らく其の趣
 小探りまじ小水郎行村を大平記ハ名和ハ小水郎との
 記きて名を記す考大平記ハこまを高方とす終
 とも此の名余譜及以譜書ハ考ふる所無き金持三郎
 の名考大平記ハ取て發向す路次ハて勢次第ハ加
 平記ハ探る丹波路を取て發向す路次ハて勢次第ハ加
 是里ハ色ハ總勢二萬七千餘騎と聞え
大平記ハ兵教
参考大平記
 二課 四月朔日主上大山寺の取徒等ハ仰せて權現の外
 陣ハ云々の劍何るハ取て奉きヤ勅諭何里ハ色ハ即
 て神體の膝下ハ終まりハ御劍の有るを奉らむと
 寸其頃備中ハ青江某ヤ云ふ鍛冶何里大仙權現の夢想
 何里て吾ハ劍をハ船上山の君ハ奉る可きと其の代

長一尺八寸の劍を作里て寶前ハ細むハとまは是ハ
 五歩強里ハ劍をも一振作里て船上山ハ獻きヤ示現
 を蒙りて即其の如く作里て二振共且まつ大山ハ持參
 里ハ折節外陣ハ里尋出ハ寶劍ハ競ハるハ青江
 作里て參里ハ劍寸法少ハも違はさりハ色ハ行
 在よりめさきとわまハ堂ハ權現の託宣かりとを知
 下より取出ハるを御覽して是ことハ勅諭何里ハる
 事不思議なりハ事ハ里ハ里 伯者 同日足利高氏郎黨海
 老名六郎季行を以て御方ハ參す可きハを奉らむと

ハ即て朝敵追討の給旨を賜ひて東國の武士等も
同いし旨を下さるり
参考大平記白河城文書
被給旨稱前相守高時法親
云々已為朝敵不道天罰速相率於軍兵今遣討古是歎功
官軍依前者依天氣汝如件元弘三年四月一日勅解由次
普國蒙勅命依之開奉口合力候者木意候恐之謹言那
月廿七日高氏歸城上野入道殿七見之り高氏下さ
まし給旨ハ光明寺殘黨不見申給城文書と云々同し
まし菊池武時入道阿使者を奉里て義兵を擧ぐ可き
旨を奏し以て即て給旨及錦の御旗を添へて下さる
大平記月日 十一日京都の注進參著す去る八日の合戦
詳ならず
官軍利無くして上神助貞内河真員討死し高重源威も
手を負ふ事と聞え乃る是に因て不日小出徒誅伐有む

あ為に還幸の勅詔何里もさすも長年強小留め奉る此
頃京鎌倉に在る長年の一族ども馳集る不ぞ及三
百餘人晝夜嚴しく皇居を守護し奉る卷五月三日勅
解由次官藤原光守奉行して勅制の軍令三條を出さる
光明寺 七日六波羅没落及以りて忠願朝臣以下の
諸將早馬を立て行在り奏聞す大平記水書六波羅没
一奏聞すして即て下り記す如く還幸の命議ふ
里に御占の事ありし趣等都て當日不條て記す然る
又御營敷及上野の注進十二日京都を發し十日行在り
到來す云々十日ハ十四日五日の誤らむと云々
考大平記注せざる如く是を當日を以て如地法進
の使京都を發する日せよ以り上野著到の日と云々
二書の差異次と難んまハ此時公卿も御迎のよめ行
姉らく注進の日記を欠く

在且參らき^増鏡十二日再び遷幸の會議有りなる
 山光守等亦其の否を獻す云々とも時宜^{サタ}決め難く
 思召らるるふや天皇御自ら周易を披らせ給ひ著筮を
 執て占ひせ給ひらるる師卦及出て師貞丈人吉無咎上
 六大君有命闕國承家小人勿用也阿る上ハせてつひ小
 遷幸の議を定めらるる廿三日伯耆卷五
十八日車駕船上山を
 發し山陰を東、行幸ある御前小頭大夫行房勘解由
 次官光守二人衣冠して供奉し奉里伯耆守長羊御劍を
 執て御右及候し金持大和守景藤錦旗を指て御左及候
 す村上彦太郎義高以下一族鳳輦を守護して
義高以下
伯耆卷五

據る金持大和守の名參考大平記 其外の廷臣をほしめ
 入探るまゝ同書及俊守等も見ゆ
 一軍盡く甲冑を著し佐々水塩沼判官一千餘騎ふて一
 日先立て先陣小發向し朝山太郎參考大平記の一説
次郎義連とす
 餘里をとき、つゝる六月五日東寺へ臨幸成て六日二
 條の外裏へ遷幸す大平記日次諸書同く獨南朝
紀傳五の五日を六日六日
 を七日す増鏡小先陣ハ二條宮小路の外裏小著せ給
 ひぬまと後陣の兵小東寺の外まで續き控へるとるぞと
 聞えしまこと也有らむ正成も仕ふ奉る彼那波
 又太郎ハ伯耆守及ありてをまも衛府の中ふ交り
 ぞ云ハ増鏡船上録等二名和の和 八月三日上里諸
 を波字ふ作るを非と里説下卷二出、
 軍勢恩賞の沙汰を行ひきて郁芳門の左右の脇に決斷

所を儲りて雑訴を聽斷せしめらる伯耆守長年河内判官正成と共其の議定より大平記前之武朝申建武記

建武元年

改元日本史元弘四年正月晦日不條く

正月長年因幡國を加賜せ

らま

名和文書不出雪をも加つらきて三日と参考大平記も同説所を共不誤ふり當時出雪と

高貞の所領因幡伯耆の守護に任せらきて從四位下

且叙之嫡男義高正五位上左京大進檢非違使に叙任す

大平記名

和系譜

二年春藤原公宗

西園寺と号す

北條の餘黨を結以て陰に大逆を

謀り以て長年詔を奉じて是を誅す十月足利尊氏鎌

倉子及び其の妻を以て討手の官軍下向阿曾長年楠正成

守共其京都を守護す

大平記

延元二年

改元日本史建武三年正月廿九日不條く

正月高氏

尊氏を討つ如く高氏中書く事關

城書阿蘇社文書等不條ける水落會澤氏の草儀和言も此の事を云つり等字ハ天皇に賜ひに偏諱ふまは及

逆の後素ハまは京都に押寄るよりて同七日諸軍

の手分有り伯耆守長年管國の兵二千餘騎を率て勢多

山に向ひなる程十日大渡山崎の官軍既破きて天皇

延曆寺比取に臨幸ありしに長年是を聞て直に皇居

に馳参せし事ハ易にまき今一度内裏に詣らすにて

奉行む事本意無^ホきて手勢三百餘騎以て此日の暮

中及京都に引返す四國西國の兵數萬騎帆懸船の笠標

を見て此コト要め彼コト逃て討留むやコトなるを長年蒐散
し打破て十七度まで戦ひコト手勢多く討せコトしきど
由遠風内裏コト不至置石コトの邊コトて馬より下里曹を脱き
て脱き激涙敷行コトりコト敵の聲コト近く聞えコトしきハ陽
明門の前より馬コト打乘其の夜の曙コトを皇居へ参り
はるコト大平記参考大平記コト長年陽明門の前を馬コト打乘
其コト火を懸コト云くコト何るを日本史コト下コト廿七日長年楠正成
右分注コト本乘て説コトせコトらコトりコト結城親光コト共コト三千餘騎西坂本を下里て下松コト陣コト
後コト亂コトの前コトより出雲路の邊コト火を懸コトしコト里コトしコトハ賊將上
杉伊豆守畠山修理大夫足利尾張守等五萬餘騎コトて馳

白コトふ楠コト倔強の駈武者五百餘騎を勝コトて駈コトさせコトしコトハ五
萬餘騎のコト徒散コトりコト敗走すコト晦日コト日次日本史コト藤原大
正成コトの謀コトふて官軍の諸將一手コトふかりて二條河原へ押
寄せ高氏を攝津へ追落すコト大平記即日乘輿山門より還幸
何コト望て成就護國院コトに坐コトすコト二月二日華山院コト藤原家定
のコト及徒御坐コトすコトしコト日本史コト斯て高氏終コト鎮西へ敗走コトし
はるコト五月重ねて京都へ攻上りコトはるコトふコトよりて廿七日
日次日コト再コト山門へ臨幸コトなりコトはるコト伯耆守長年大夫判
官義高以下諸勢コト共コト輦輿を守護すコト大平記コト但コト本書義
生コトは作コトるコト誤コトさコトきコトハ今コト六月五日山門の戦始コト望て西坂
名コト和糸譜コト小據コト望て訂すコト

本の寄手高豊前守以下三十萬騎と戦ひ官軍大敗北
 して長年の執事河兵衛三郎真信其の姪彦二郎右員
 彌三郎右弘等討死す 大平記 伯耆卷 河兵衛 彦二郎 右員 彌三郎 右弘 等 討死す 論 六月五日 細川の勢を先とて
て西坂本より合戦を始め皆歩者にて雲母坂まで攻
著しとて此時千種殿討死せ云つり真信も志願朝臣
共一履み防戦せとあるつり日本史 八日 大将 脇屋 右
兵衛 門 佐 義 助 名 和 長 年 以 下 土 居 得 能 仁 科 春 日 部 等 二 萬
餘 騎 白 鳥 及 控 へ じ る 賊 將 吉 良 石 堂 仁 木 細 川 等 と 戦 へ
大 是 を 破 る 晦 日 日 次 日 本 史 名 和 系 譜 及 攝 大 平 記
及 以 南 朝 紀 傳 二 七 月 十 三 日 也 す
ハ 誤 大 將 新 田 兄 弟 名 和 長 年 以 下 の 官 軍 京 中 及 押 寄 せ
 諸將前後を打せて白鳥の前を過る時京童こきを

見て然し此頃天下三木一草 補 伯 耆 結 云 呼 日 きて
 皆無雙の人とありし三人既不討死して伯耆守一人
 残らざる事と云ひ何しるを長年側小聞とめ
 て然て長年今まで討死せさる事と安らね
 今日の戦御方も利を失は、長年一人踏止まりて討
 死す、是と最後の合戦を思ひ定めて向ひる斯て
 追手の大将新田兄弟二萬騎を率て今路西坂本より下
 里て三手分き一手ハ義貞義助以下一萬騎を西へ
 打通里大宮を下里に押寄る一手ハ伯耆守長年仁科高
 梨土居得能春日部以下谷國の勢五千餘騎猪熊を下里

及押寄る斯て六條大宮より軍始りて去徒の二十萬騎
 と官軍の二萬騎ぞ入亂きて攻戦ふ然まぜも官軍ハ少
 しも散らす中を破らますして向ふ敵を駈立カケて大
 宮を下里カみ壽直シウジキ及懸望ケンボウなる不レ定レみ大将義貞を始め二
 萬餘騎東寺陣所高氏の小門に押寄せて一度ト及關トをレ作望
 みる後ト及八條九條ふ控へる敵の十萬餘騎を八方
 へ駈散らし三條河原へ引て出レりルまハ千葉守都宮
 もけや慶くぬ引別き長年も四國西國の兵ぞむぞ戦て
 終ふ御方ト懸隔トり二百騎許の殘黨を率て大宮ト返
 し合せ一族村上信貞同貞氏を近附りて此の陣
 参考大平記

相尋守長年ハ云々今日四ノ討死すへいぞ思ひ定めて
 此をハ官軍引レてレ其の勢百六十騎中國の敵
 の勢七千餘騎の中へ駈破ておちト落へルまト新田
 駈入て云々トり兄弟もはや面々懸隔てらまト遮トみ生死を知らレずト以
 つとも豫て期しトる事トあまハ彼の兄弟も討死せらる
 つと長年一人生て何トせむ各々後トの城戸を指トるトめ
 我トの勢一人も落トさトるやう計らレひ候らレへト下知トるトれ
 是ト信貞貞氏承はりレ片トや立トまトり後トの刻トをレ願トて
 村上因幡守信貞同氏部允高通同三郎兵衛貞氏同大夫
 將監高長同左兵衛尉高年同筑前權守秀村鏡掃部允重
 村上神雅樂允助重五郎左衛門尉助國河迫但馬守義元

同十年左衛門尉志頼春原林玄蕃元親赤坂掃部助幸
 清内河彦太郎國時等を先とて家の子郎黨面もふら
 す切て回る斯る間長年遂に痛手を負ひ腹掻切て失
 里以迄を件の一族或を討き或を自害して一人も残ら
 ず死にたり乃里
大平記名和文書同赤譜本原林以下氏
 死すや云つるを誤て見ゆまは以此不熟く○長年
 死の地を大平記云々大宮や云ひ名和赤譜云ハ内野と
 阿内野ハ山城志云在東京東北至粟染寺駐中見之歌
 亦もよめる地あて今の本通の東西陣の南の總名云
 り大宮通此の中不所長年ハ大平記云此處を云はる
 住人草野左近將監る為不討取らまぬ云はるを
 あり今接るふ一族因際守信貞の事を赤譜云ハ六角精
 熊ふて討死せ註す此の六角ハ三條山續きて東西の城
 精熊ハ大宮を鄰する東北の坊ふて越て内野より三條

の地方猪熊大軍の術等一體の戦場ふ
 十月長年の四男
 四郎左衛門尉高光山門西坂本ふて討死す
名和赤譜但
 武三十一一七何り以は太平記を按るふ當年十月十日車
 駕京都へ還幸の後ハ山門の合戦阿る事無し且當日官
 軍一方不離散してより軍兵山門を留まるとさよと
 乃きハ十一月ふて何らさるはこかくて同古の趣九
 月廿三日山門の取徒等近江の守護小笠原信濃守と戦
 ひ打負はる折しも依木佐渡判官入道道譽伴て降参
 し近江國を管領して後却て坂本を遠攻め責はる志那
 軍賜屋敷助大將ふて二千餘騎近江へ向ひ乃るの志那
 の腹ふて船より下る大軍大敗北せし趣見之とり是よ
 散し小戦以乃る官軍大敗北せし趣見之とり是よ
 官軍次第ふ窮して十月十日まで如く九月廿三日五條
 阿る事無し此の遺譽を平記云九月廿九日九日廿九日
 て記すは廿九日より十月朔日二日の項まは八例を
 是とすは廿九日より十月朔日二日の項まは八例を
 亦も一度の戦ふて高光助屋敷助の手にあ属せしる可
 以是ハ十一月十月朔日の義ふて何らむ取致せしる可

今姑らく十月石 其後高氏伴て歸順を乞ひ奉りしハ
格て日次を大く 天皇遂に是を許し給ひ十日山門より遷幸の時及以
て新田左中將皇太子 第六皇を奉りて北國へ下向あり
乃る小 大平 後長年の一族五郎三郎助國の嫡男左衛門
太郎高國越前坂南 ヤナヒ 乃て討死す 名和未詳本言討死の
みて事ありハ大平記を按ふるハ十一月八日代知判
官金ケ崎の寄手を引て柳山に歸り他社前乃て中
黒の旗を奉りるハ十月坂本より落し下りし官軍此
從ふ隠居せり乃るハ此の事を聞て馳参り一十餘騎
小成を居て北國の道を差塞き乃るハ同廿二日高越後
守印泰六千餘騎乃て湯尾宿まで着き乃るハ其夜官軍
逆よせぬ寄せて散れ小撃破りし見えたり騎並坂
南之相候とり此の趣を考ふるハ高國討死ハ沈め侍
の十一月廿三日續並ふての事あるハ諸並坂南執也

是をあらむ捕りし 當時官軍四方を離散して伯耆大夫
土人ふ奉ぬへし 判官義高を結城 大藏少 南部 甲斐守 足立 其善守 の人
や共小南都小落つ 兼光 考大平記但本言小伯耆次郎判官
ハ連江の井伊候ハ落給ひ像良親王ヲ吉野の奥小忍日
せ給ひ其の外の公御將士皆おもひく小窺伏し去はら
く時を候ひしよみ及て義高明年北畠顯家卿ハ力を戦
せて塚浦ふ打出さるも當時此のこりハ在り故ふり
十二月廿二日 月日日 天皇高氏を押籠め奉りし華山
院の皇居を潛み出させ給ひ吉野小遷幸生きたり色ハ
官軍再び四方より起りて行在り馳参りしり 大平記 義
ふ小南都小落 高此項も
里しなるつし

三年

北朝光明寺
曆應元年

鎮守府將軍顯家卿

北畠中
顯言

鎌倉を歴て上

らまはるる五月八幡山陣にて京都を襲はむる為
 豫て大夫判官義高ハ謀せらる義高一族二百餘騎と和
 泉の塚浦ハ打出て八幡の相國を待ふる不セ廿二日
日次名和未賊軍八幡を圍む事急ムて顯家卿の軍散
諸前朝紀傳ら破走ムるハ吉野へ參らむセ國を衝て塚浦ハ返來
 らる賊こそを追ひて安陪野まで攻來リるハ義高
 顯家卿の軍ハ馳加はりて防ぎ戦ひハ走せも遂ハ大勢
 小懸隔てら走顯家卿討死せら走義高も手ヲを負ルハ
 郎黨内河七郎常泰を呼て云ハらる我今自害すハ
 汝吾首を隠して敵ハ渡す可ハらすとて遂ハ自害して

失ぬ七郎主の首をハハ巴カ笠標ハ最ニ大将と覺シき人
 を討取リりや呼はりて敵中ハ紛ト入リ後在家へ走リ
 入て竊シ僧を頼シ首をハ煙とシて白骨を高野山ハ
 納めルり七郎即て憂心して義高の善後をトふら此時
 義高ト共ニ討死の人トハ村上左衛門尉義重大石彈
 正忠行重上神因幡守廣貞同三郎左衛門尉廣次内河四
 郎左衛門尉右景同主税助武景荒松兵庫助忠成内田市
 村龜谷富田山本西條等あり大平記名和文書 九月無品
 康良親王名和文書ハ第六皇子ト也ハ記セ也ト第六皇子
ゆゑも康良親王ハ日本史ハ征西大將軍ト任シ鎮西へ下向
如行等ハ沈めらるす

記不親王鎮西下向の事を記して供康の中名和伯耆
 權守同修理亮二人を載す此の書延寶の頃多と良其過
 安の項より大正年間まで此の事を記す此と大平記を切
 後より見ゆる文はり此撰又勘らず仲の親王下向
 を南万元徳二年や云つるの如し元徳元年の條下名記す
 ちの如く大平記の條に見之るごとく同く記す
 八尾も成の文を切撰きとるものやけと別不誤る
 後顯長左衛門尉檢非違使伯耆權守に任す 大平記名
 八月十六日天皇吉野の行宮に崩御坐まはる 本日
 史大平記及び名和文書本勤 廷臣或を離散せむせら
 卿を三年とするち誤をり 大平記本書
 是乃る小吉水法印宗信力めて是を論議す 大平記本書
 の官軍を著へて云く石見五右衛門入道 四郎出雲伯
 孝小を故長年の一族ゆりといひり當時宗子ハ親王
 鎮西に隨へども一族支流等彼の延元二年十月車駕山
 門より還幸の時方より一族散り或は本國に下りて相ら

く其の機をまぢしものあり下の
 正平七年四月の條下考合すへい

後村上天皇正平七年 北朝後光嚴
 帝文和元年 足利義詮まゝ倂て歸順

京都へ還幸を乞ひ奉りたるに行宮はく權謀を用ひ
 給ひて二月二十三日車駕大和の賀名生を發し閏二月
 十九日八幡に陣し給ふ此時四方の官軍も認して義詮
 を京中へ襲はせらるるに同廿日義詮近江に敗走す
 然るに車駕も不八幡に駐まり給ひたるに三月十日
 義詮ふと、以三萬餘騎ふて宇治より返して洞河峠に
 陣し乃ち山名師義義詮を力を戮せむとて出雲伯耆
 因幡 因幡伯耆名和氏敗業の
 後山名氏の管國より 三國の勢を率て上洛し乃

る大平記月日日 同十八日四月三日三度伯耆

て故長年の一族御律師長信布施左京進高政鏡五郎兵

衛尉同舍弟興村筑見九郎行實船上山の條下等凶徒也

戦て討死す名和系譜此の戦其の所以詳ふらすと云

敵伏いるる管時山名氏の管國とる故志を洋る事

向いはす窮ふ其の被を概いるる所歳八幡の身すの

不りるるふり其の使を疑ひてこ、ふ及つるるふる、

い斯て此後木岡ふて名和氏の事さらふ開ゆる事ふき

あ件の一族討死の後凶徒等當家の同八日凶徒八幡の

枝葉を悉く剪伐せしものあるい 同八日凶徒八幡の

御陣ふ押寄せらる時名和氏の黨土屋五郎左衛門尉宗

清討死す土屋二十五日寄手一時ふ牒い合せて攻戦ふ

官軍圍ツト殿口更科クサふ文キつて防きらるる折も高橋の在

家より火燃出て魔風八方ふ吹懸らるるハ官軍煙ふ咽ひ

て防き得ず皆八幡の御山へ上らむせくらる時故長年

の姪兵庫允長氏討死す大平記名四方の凶徒二萬餘騎

洞の畔へ打上りて八幡山を十重ハ取圍みるるハ

諸國の官軍の後詰を待給ふまてもふく五月十一日の

夜半ふ天皇察馬ふ御の圍を衝て退き給ふ亂軍の聞れ

侍所の御體を田中ふ捨置きらるを故長年の姪大井太

郎左衛門尉長重著る鎧を脱棄て自ら荷擔いるるハ

後より射る矢雨の如く御體ふ中る云へ望も御正體

恙なく守護し奉りて賀名生の皇居へ送り奉りぬ大平

善卷但長史を大平記小長生
ヤする名誤あり説下巻小出

十四年 北朝延 八月十六日菊池武光征西大將軍懷良親王

を奉じて少貳頼尚を筑前の大原小戦ふ名和伯耆權守

顯長修理亮義氏小治郎長生等卿相以下隨從の諸軍を

共小大小是を破る 大平記鎮西要略修理亮の名正平九

作りまじ是を長年の二男云云以修理亮
を三男云云入る名皆誤あり説下巻小出

十六年 北朝康 七月征西大將軍少貳頼尚を征せらむむの

為小再筑前小出陣向り名和顯長等菊池武光等共小光

陣小進ミ大宰府 頼尚 陣所 小火を放ちて遂小頼尚を寶満岳

小走らむ八月廿三日武光等共小香推宗像小進て大友

氏時等を撃つ 鎮西要略大
平記參取

十七年 北朝貞 九月顯長菊池武光等共小征西大將軍を奉

じて足利氏經 左京大夫斯
波也号す 少貳大友等を筑前の長者原

小戦ふ 大平記鎮西要略本
書及び菊池軍記等を按る小

よし聞之れまの今年足利義詮族氏經を鎮西探題とす

て下しんるの少貳大友是也豊後の府小會し長者原小

て官軍や戦ひ大小敗きて皆豊後小引退き氏經も大友

十九年 北朝貞 二月顯長長生菊池武勝 系譜小
見之す 厚東駿河守

軍を合せて大内義弘を筑前の馬岳小攻む 厚東氏義
弘も為小

長門の守護を禰はる故小反して官軍小
降り名和菊池等の援を得て義弘軍戰ふ 義弘敗走して

香春岳カハル引上り凡る所顯長等カハル是を圍む事急なり
義弘窮處出る所を去らす名和長生カハル所歸あるを以て
即て長生カハル就て誓書を捧カハル一向降を乞カハル官軍漸
く圍を解くカハル鎮西要略筑志卷大平記等參取要略カハル顯後
顯長遁世して顯興其の家を承カハル從四位下檢非違
使彈正大弼伯耆守カハル叙任すカハル名和未譜水書カハル顯長州一
延元四年の條下カハル云一カハルる如く元弘三年三歳カハルあるを
以て算ふるカハル實カハル今年州四歳あり顯長顯興の事カハル不
下卷カハル云顯興八代郡古麓城カハル在りて一族上神出羽守
重光をハ蘆北郡佐敷城嘉悦越前守をハ同郡津奈木城
後ハ三谷丹後守行長竹萬半丹郎黨進カハル兵衛真春をハ
兵衛氏安是を守ると云カハル一り

同郡田浦城木柳式部少輔家久をハ同郡水俣城内河彦

三郎カハル下の天授四年の條カハル見えカハルる兵庫允義法同人を

名水郡小河城カハル水書内河城カハル及作るカハル誤カハルなり弘和三年の

撰要言云カハルと見えカハルる是カハルあり等カハル置カハルて各處の所領を

和名抄カハルも八代郡小河郷見カハルゆ

守らカハルむカハル菊池軍記

長慶天皇文中二年カハル北朝後圓融二月伯耆守顯興菊池武光

の二男彦二郎武教カハル共ハ筑前國味坂カハル及て今川貞世大

内義弘等カハル戰カハルふカハル菊池軍記諸書を按カハルるカハル不足利氏經敗走

後龜山天皇文中三年カハル北朝應三年三月賊軍鎮西カハル下向す征西

大將軍以下の官軍更々小戦て屢是く克つて云々も
賊勢彌熾ふして鎮西の諸軍是く應ずる者多かりける
是より官軍勢威より名和小二郎長善 長生の男とて
り傳下等海に航して鎮西を通る 菊池軍記鎮西要略久
不出つ 等海に航して鎮西を通る 米余諸軍を取但菊池
軍記要略等今今年足利義満自ら鎮西を下向すと云一
るを違へり外文史に義満元十六年秋國鎮西遇颯而運
岐云く違へり外文史に義満元十六年秋國鎮西遇颯而運
等敗軍の由を聞て此度新和の大軍を下せりを記する
あるは斯て本書等を按るは去年十一月菊池武光卒
今年大軍を下し又細川頼之を去て書を改むる故に義満
りて是を招るは又細川頼之を去て書を改むる故に義満
わ一且の權謀を以て征西府即て講和を免せらるるも
のふり西文の書に載す其後菊池武朝親善中故に
文中年中西文の書に載す其後菊池武朝親善中故に
今追落云く然後武朝親善米馬將軍官今在陣肥前云く

中云一り此の趣を鎮西要略に併せ考るは文中三年少
貳冬資事を以て今川大將少弐兼光の屬して菊池武
朝等々共小肥後水島の臺に籠り居る今川貞世即て
水島に押寄せて攻戦ふ天授元年十二月城遂に陥り冬
資も討死し又二年武朝親善米馬將軍官を奉じて肥前
よより攻り又二年武朝親善米馬將軍官を奉じて肥前
も處り攻取りたる趣菊池軍記に見え同三年武朝ま
故冬資の姪新少貳貞頼と共小肥後小見え同三年武朝ま
てて恢復を謀りて事鎮西要略に見え同三年武朝ま
の事所見無き事云一也菊池氏共小將軍官小隨以
乃る事を以て小擧るは河義法討死の事を以て推して
天授四年北朝永九月廿九日河系諸菊池武朝以下の官軍
征西大將軍小隨以本國託磨原にて大將今川少貳大友
等々戦ひ大は是く克つ此時河兵衛允義法討死す 菊池

武朝申状葉室親善申
此河系諸軍を取

弘和三年北朝後小松夏征西大將軍懷良親王薨去し給ふ

菊池武朝申是より先名和顯興等菊池武朝葉室親善也

確執の事起り親王薨するに暨て行宮の勅使八代に

下向あり武朝申杖鎮西文書編年録今八代悟真寺村に

時行宮より勅使致せしに確執の勅裁かしく親王薨去の地ふして當

賜ひし故の名ふりて親王薨去の所以詳ならず云ふに

も事情を推して察するに親王下向の後鎮西軍國の機務

偏ふ菊池氏の手に在りて上國より扈從の御相請軍皆

彼の家の指揮ふ因る事勿論あり初顯興孤幼ふして下

向すと云ふも固より功臣の後とさハ羈旅の臣を以

て遇せらるる事其の不快知るゝの戦國の習俗思ふに果

の事と就て自然不快出来ざるものあるはく思ふに果

澄て其の證を得り其如阿蘇社文書に阿蘇大宮司惟

日今昔守護代武賀並窪田武宗為使節達其節候之趣如

去十月一日武宗清文者茲被屢欲沙汰付下地於社家之
嚴於古保浦者守土道光代構城廓至小河者顯興代構要
害申異儀之間不及打段云々同月同日武賀清文子細同
前仍執證文四道追上之以此旨可有御披露候恐惶謹言
肥後守藤原武光正平十六年十月四日進上御奉行所也
見乞ふり件の文中柱に讀了難き處物まじり其の趣
如道光顯興阿蘇の社領を妨くる故に惟澄是を武光不
訴ふ武光此の旨を以て征西府に言上せざるものあり斯
の如く正平年間武光いと存生の外より不平因循せ
る上小親王武光の妹を納て齋於丸王を此に給ひ菊池
氏外戚とて王を擁護す然も王の威望もやより
故親王不及び給はすさる時勢を以て將士矛盾を挟む
事有りや見乞ふり其を武朝申狀に云く菊池右京權大
夫武朝申代り家業之事右今度勅使如被申將軍官者當
家之忠功者不可過元弘忠士歟因茲被閣群黨懇云々
中平十三年以後世弘忠士歟因茲被閣群黨懇云々
之武功今居在當家分國之上者功勳之次第皆宜存知者
也然則就忠之淺深可有御成敗者何被閣當家代り三百
餘歳忠義被賞近年奉公阿蘇之所謂乎亦任理非可有御
沙汰將軍官御事被受正平之初職為故大王御代官年來

被積功勞御理運無相違上者勅裁豈可巨餘義乎云
元中九年北朝明徳三年閏十月二日月日行宮北朝で御講和
至て天皇後小松帝不御讓位有り日本史後大平記

亮帶剣の役を奉りて鳳輦不從不中見ゆ此の説據有り
て云へるふらハ修理亮正平十四年の條下ハ所謂義
氏より當年より本年造卅四年ある義氏此の御講和
する所無くまゝ終焉也余譜不見之す斯て此の御講和
ハ足利氏より計らひふて南北御父子の御契約不て以
御兩御互立の議ありはせ人心の天覆定め難き時勢
ありはせハ當時諸國不散在せる武士を召
して還幸の供奉不從へ給ひしふるは

後小松天皇應永四年故懷良親王の御子征西將軍官良宗
王八代不座す名和顯興等菊池武朝等共不是を奉りて
屢興復を計望らるる八月廿二日大外義弘大友親世

為小城竟不陥望て將士没落す此後再舉の事を聞るす
鎮西要略弘和年間顯興菊池武朝等々確執の事有り
云へども勅裁不よりて終不和平不及びあるは抑
彼の元中九年不御讓位の御事有りは行官の皇威漸
く感まりて遂不大業を遂させ給ふ事能はず已む事得
難き時勢ある小鎮西不猶如此忠義の遺臣等將軍官
を奉りて恢復を計りらるる此後彼の御兩御互立の御
契約不違はせ給へる後花園天皇の御世不當りて吉野
の官方其の皇統を取立奉りて軍を起しらる事不復見
ふや其の忠憤を想見る不千顯興の男恭興まゝ從五位
載の後猶慷慨の涙ふとす名和余譜恭興實は是も基
下彈正少弼伯耆守不叙任す長の子顯興の嗣子
とふまじり顯興不隨て鎮西不成長せる間不恭興の男
官爵を行官より賜はりしものなり然る不恭興の男顯
真以下世に官名を稱するものなり
當時戰國の通弊ふて更不論ふし
恭興の男阿波守顯真顯真の男彈正少弼教長教長の男

我興發世して教長の姪正少弼顯忠其の家を承く顯
 忠故有て一旦八代古籠城を去るぞ云々も寛正六年
 再本城に歸り舊領八代庄及び蘆北郡益城郡豊福等を
 復し是より兵威大に振ひて文明中より益城郡守富庄
 宇土郡等を領す名和文書古籠城顯忠の男次郎重年名和文書古籠城
 也嗣子無し其の男次郎太郎顯武名和文書古籠城家を承
 く名和此時球磨郡人吉の城主相良三郎左衛門尉為續
 豊福の地を侵すよりて顯武是を戦ふ事屢ありて終
 不為續を追ひ後居を宇土城に移して本郡矢崎城をハ
 東右衛門を以て守らし由同網田城を也杵築越後を以

て守らしむ名和文書古籠城顯武の男伯耆二郎重行發世より
 天文二十年の條名和文書古籠城顯武の男伯耆二郎重行發世より
 云々名和文書古籠城顯武の男伯耆二郎重行發世より
 牙伯耆守行興を以て家を承らしむ行興宇土を氏せす
名和文書古籠城此時阿蘇大官司推將の麾下に限庄甲斐守威
 昌と云ふ者あり事を以て阿蘇氏に承きて薩摩の島
 津氏に屬す推將怒て麾下甲斐大和入道宗運を以て威
 昌を攻めしむ威昌援を行興に乞ふよりて行興弟本
 郷武藏守郎黨大河六彌太成松式部大河成松ハ本河荒
臣條の家号下巻ニ舉等三百餘騎を遣はし以る本郷
くをを見合す可し等威昌共阿蘇勢と戦ひ悉く敗死す是天文十八年

あり 不書及以名和糸譜を接る小行興阿蘇氏に於て不
 平の事所り其ハ菊池氏武朝より六代能達世し
 て菊池二十二代の端流断絶し其ハ其の臣僚議して
 阿蘇種惟憲の男惟長を乞ひて能達の子を惟前とす惟長を武
 経とす史のて南池氏を冒す武経の子を惟前とす惟長を武
 名和行興の妹是小嫁せり惟前永正年間本姓の叔父阿
 蘇惟重ハ其の父を逐ひて其の所領を奪ふ惟前を以て
 以て終ふ其の本領を復して勢威前日山信し宋運を以て
 第一の麾下とす右の如く名和氏惟前の妹阿蘇運を以て
 阿蘇氏の軍を同二十年八月豊後の國主大友義鎮肥後
 拒むあるつゝ 國必發向す阿蘇惟將ハ固より其の與力とる小より手
 勢を出して郷導を履くを攻落して宇土城及小行興
 從兵八百餘人小て籠城し寄手を敗る事屢あり其義
 鎮終小和を議し乃ちハ行興又大國必敵せざるを察し

て其の麾下小属す 菊池軍記「但行興を本書小左兵衛願
 大年間の給旨小よりて今是を改むま小名和文書小件
 の大友氏の事小混して年代を誤まり今本書及以名和
 糸譜を接る小大友氏肥後を定めて後義鎮叔父十郎義
 國を以て菊池氏を冒さしめて肥後の代官とす義國名
 を義武と更めて名和行興の妹を娶る義武と義保と
 小云へり義保甚しき小よりて義鎮終小是を諱する小
 見えずり外史小菊池氏數世至 同二十二年行興正五
 義宗者乃止と云へるハ是あり 同二十二年行興正五
 位下修理大夫小叙仕し弘治二年まゝ從四位下小進む
 名和文書「按る小行興叙爵の事ハ大友氏に講和の後義
 鎮足利氏小因りて是を朝廷小奏せし小のありつゝ彼
 の菊池義武をも天文十八年從五位下小 行興の男十郎
 叙せしとすよゝ菊池軍記小見之しり 名和此時當家
 行憲登世し乃ちハ第十郎行直家を承く 名和此時當家
 の一族加悦大和入道素心小本郡網田城 名和此時當家

伊津野十郎八五名郡小森城本郡内藏東播磨を益城
 郡豊福城三谷刑部左衛門八同郡阿高城を守る永祿年
 間不至て行直大友氏に從はず飽田郡熊本城主城越前
 守親賢南池氏の支流あり當時大友氏に背きて島津氏に屬すを討つ然るに菊池
 郡河尻城主河尻肥後守重兼大友氏に屬すを討つ然るに菊池
 郡隈府城主赤星周防守親隆入道道半是も菊池氏の支流あり大友氏に屬す
 城親賢を討むとて行直を語らひ以るは行直まゝこ
 せし黨す親賢是を聞て却て河尻重兼と和睦す行直道
 半と共は是と戦ひ以るは大に敗れて丹河彌三郎並見
 五郎等數人討死し自らハ奮撃衝突して僅に遁去歸る

本書此の行直をもちまゝ顯孝に譲り顯孝ハ糸満小
 慶長十三年逝去り十八歳に訃するに據りて推算す
 ハ生歿水俣に當り然るにハ上件に趣行直の嫡男
 父行直の代ふる事明かすハ分是を改む
 左兵衛尉顯孝名和文書に伊守太相續きて宇土の城主
 となり天正六年九月島津氏兵庫頭義弘朝臣五千餘騎を率て肥
 後國に打入り宇土城を攻む顯孝力を盡して防ぎ以る
 ハ薩摩勢終小和睦を議し以る小より顯孝本領を全く
 してまゝ島津氏に屬す同八年顯孝及び城河尻カハレ合志伊勢
 守隆但馬守等島津氏に屬するよしを聞て大友方
 の中斐宗運阿蘇勢を率ゐ託磨原に出て是を討むとす
 顯孝且過瀬を隔て、是と戦ひ以るに諸方の合圖相違

して皆一戦も敗走す同九年五月顯孝島津氏に勝て合
せ自ら八飽田に向ひるる限庄河尻等は討ちとす
限庄河尻二人島津氏の旗下に居る今
本と顯孝と戦ふ事其の子細詳ならず顯孝手勢四千餘
人を引具し夜半小白河を渡り大に是を敗りて首を斬
る事八百級此時甲斐宗立宗運の男相模
守親秀入道まゝ八百餘騎
めて顯孝本向ふ顯孝勝れ来りて是をも蒐散らゝまゝ
五百餘人を討取りて凱陣しりり同十五年豊臣大閤鎮
西平均の舉ありて四月三日肥後國南關に著陣あり本
國の將士皆其の營に至て拜謁し先手小属して諸城を
攻降す此時佐々成政も命じて宇土城を攻めらるる

まゝ顯孝終に城を出て降参す

佐々成政名和文書に據
る但同書に顯孝太閤鎮

西征傳の衆向るよしを聞て上洛し逗留の間其の弟顯
輝本城を守り居るあり四月十六日遂に没落すと云へる
如大に違へり據るに當日顯孝降参の事を如此説き六
百あるよし顯孝上洛の仔細ハ下小云ふをこるよし

月一日太閤南關に於て將士の所領を分配せらるる本國
を以て佐々成政に賜ひ顯孝も五百町の地を賜ひて成

政も附屬せしめらるる菊池甲記陰徳大平記に六月十五
日太閤府に在陣有りて九國の分

配を定めらるる云々云ひて顯孝も
當日所領を賜はりしよし云へり其の後成政の苛政

不よりて國中一揆蜂起しはるる太閤島津氏立花氏も
命じて是を鎮めらるる顯孝も一揆に與てせざる趣を陳

謝せむる為に上洛し弟慈四郎顯輝糸譜に右の上
神四郎とすを以て

宇土城を守らしめらるる顯輝終に一揆小與ミして籠
城及及一揆の中伯耆五郎兵衛と云一る者有り顯
孝の親族ある一顯輝是等小與ミセシ歟
太閤此の由を聞て大に怒り顯孝の所領を没収し本國
の諸將小命して顯輝を征せらる顯輝孤城を守る事
はすいて薩摩の出水小進まらるる島津氏太閤の命
を奉して是を討する顯輝從兵百七十人を以て薩摩勢
中戦ひ縦横小蒐散らして士卒残らず討死し其意ハ顯
輝一人八面小向とり倔強の敵數十人討て終る自害し
乃り佐々軍記顯輝時不敵十九薩摩人其の骨を感して
戦死の地不境墓を建てらるる今存すと云書
見申上件顯孝の顯孝名和文書小記する所錯亂多し本
書小考合せて知し或は陸奥大平記小此の事未を記

鎮西要畧小清正
入城の後名和氏
の旗伊津野將
手勢五百余人を
以て玉名郡小森
城小清繁を清正
自向て城を拔き
神受成助將監と
討取るといひ
上の天文廿二年
の下宇土直
の時玉名郡小森
城小伊津野十
郎と置くと見え
る是小合へり

せるを上件小合せ考ふ顯孝在京の間宇土落城の上小
る小甚しく何やまきり
更み淺野氏小倚頼して弟顯輝を罪を謝し以て漸く
太閤上謁する事を得て本國小歸る佐々成政滅亡の後
肥後國ハ加藤清正小西行長の分國となりて加藤氏名
熊本城小西氏ハ宇土城小入る佐々軍記小是を天正十
六年六月二十七日の事
宇土○同書小清正入城の後河尻城を加悦飛騨をく
年らしむと云一り加悦氏此時加藤氏の臣と云るも
のありふ不加悦氏の顯孝小筑前國小てす五百町
こそ下み見えたり
を賜ひ小早川氏陸奥當時羽
柴氏を稱す小附屬す可きよしを命せ
らる是天正十六年八月あり和文書小
軍記小取文祿中朝鮮の
役小侍從隆景小屬し彼の地小て軍功被拜多しを以

て歸朝の後時、恩命を蒙り關白秀次に所属するも、
幾許あらすして同四年秀次の事ありて後、顯孝再び浮
浪せかりぬ。福島正則ハ善好あるよし至て是を太閤ハ
執すし、やて暫らく清洲の城中に留めらるる。慶
長三年太閤まゝ薨去ぬ。如^カ此^ノ事皆畫餅にあらんと
云へども、正則の懇款まゝと^ニ感^ズ止^ル難^ク關原の役も其
の麾下に属して功を奏す。後正則安藝の廣島に移り、顯
孝も五千石を興へむせらるる。まやも相傳の士奉を
扶助し難く、遂て終に廣島を辭し、筑後國へ下り山本郡
平禮石村千光寺^{當寺今久留米にあり}の主僧長清修理亮を以

ふ者の子にて、^{長清ハもや本柳氏にて}顯孝の乳母子と
り、まゝ所縁に因りて寓居せる中慶長十三年十一月
廿五日死去す。顯孝の嫡男右近大夫顯武子無きより
て、弟太郎兵衛長興^{左兵衛を嗣ぎす其の頃柳川侯}
^{守末茂}肥後熊本に至り給ひ、歸城の時加藤氏の臣加悦
平馬等侯を送て疆上にお至る。加悦氏ハ、惡四郎泰長の裔
にて名和氏譜第の臣とりにより、^{天正十六年加悦}
^{越上公見之より平馬}別にお臨みて侯。其の舊主顯孝の顯
^{ハ其の男ふまや}末を問はまじきハ、顯孝既にお没して其の子長興山本郡
にお在るよしを答ふ。侯歸城の後、客位を以て長興を招る

る長元和七年あり後米邑を賜はるふよ至國く請ひて
客位を辭し始て臣下ふ列す長興の嫡男十左衛門長威
其の家を承け二男七右衛門行久家を大井と號してま
ゝ柳川ふ仕ふ今ふ連絡より長威より四代十左衛門長
庸家號を名和ふ復して今の十郎長靖ふ至るまで八代
長年朝臣より二十四代血統を繼ぐ云つり系譜
文書
○柳川ふて名和氏の支族増井氏と稱ふる幕府ふ存
るよと聞て還りて後まゝ同じ支族の久米氏と稱ふ
る水戸ふ存至や傳へ聞ふるふ去年の冬江戸ふもの
こふる序ふ彼の増井氏を訪ひて其の系譜を寫し又

久米氏の系譜を求め得るふ此の流を彼此ふ比
ふて數家とふまきりいま其の略傳を記して左ふ附
す

久米氏 長生の子小治郎長善より出つ 長善伯耆久米
郡ふ生る其の

村名今詳 長善延元四年一族と共ふ鎮西ふ下りふるふ
あらす

長生肥後ふ卒して後 長生の事上の正平年間の條ふ出
つ又名和系譜ふ是を脱せる事下

卷ふ説ふり但京年
及以終焉詳ふらす 兵威漸く振はす文中三年長善終ふ

肥後を去て海路より伊勢ふ抵り後尾張國知多郡久間

野村ふ住し故國の地名ふよりて久米を家號むす長善

より三世二郎九郎長澄 此の子孫いま久間野
村ふ存りや云へり の第二郎

三郎長行文安年間出て本國小河氏又太郎某水野不仕
 不長行より四世今左衛門長勝水野侯氏の祖あり不仕
 勝不四男あり長男六郎左衛門長種二男二郎右衛門長
 直三男江左衛門長連四男外記長貞ふり長男長種の子
 佐平治長秀幕府不仕不後長秀故ありて自殺し一子相
 續すや云へり然も其の子孫詳ならず因ふ云ふ六
 筆不江戸不山下廣外や云へる者ありて名和長年の裔
 や云ふ廣外よく兵を講し孫子轉用を著はす其の孫元
 直ハ即元貞の門人あり是も故有て二男長直まよ
 自殺して家亡ふや云ふと見之より
 水野侯不仕へ天正中長篠及び長久手の役不軍功あり
 長直の子二郎右衛門長元木下氏山城守不仕へ慶長五

年關の原の役不戦以敗きて本國不遁き歸る長元の子
 彦太夫長興まよ水野侯監物不仕不長興の子新七長友
 始めて水戸侯不仕不長友より六世當主鐵之進長守不
 至て世々水藩不存り三男長連水野侯藤次郎忠分此の
 藩の老職水野氏不仕不長連の子九兵衛某尾張侯不仕
 此の支流あり
 不其の長子九兵衛某二子務右衛門某三子九左衛門某
 皆同藩不仕へて今不連綿より四男長貞水野侯總兵衛
 不仕へて子孫沼津不存り諸藩の一族皆久米を稱す久
 増井氏 伯耆守泰興の二男駿河守顯廣より出つ顯廣

應永元年始めて上野國郡名詳上宮村不仕す當時上宮
 太郎顯泰を稱す後駿河守顯廣を改顯廣より十二世與
 一右衛門敷忠寛六九年始めて幕府不仕不敷忠外戚の
 姓を冒して増井氏を稱す敷忠より七世當主兼太郎忠
 道不至る以て廢下の列より増井系譜忠道の父傳之卷
 を欲し是を幕府不訟ふ事年何り忠道より其の志を
 無くせし云ふは其の志を無くせし云ふは其の志を
 不伯耆會見郡下郷村不森山氏何り大井太郎左衛門長
 重の後世云ひて長重より十代名和宗右衛門長治伊勢
 の國司北畠氏不仕不其後子孫流離して終不本國不歸
 り近代醫を業せしと云へり今其の世次を記せるものを見
 以て家號を存せしと云へり今其の世次を記せるものを見
 る不其跡漏不しと云へり今其の世次を記せるものを見
 長重の名序を存せしと云へり今其の世次を記せるものを見
 長重の後北畠氏不仕不云へり今其の世次を記せるものを見

して其の所縁あるに似たり然るも名和系譜不長
 重の嗣を記すに幾ぞすはきも無以て世に傳はる事能は
 ざるは今傳家の筆記のみにて世に傳はる事能は
 ざるは今傳家の筆記のみにて世に傳はる事能は
 門統前等も名和氏の流あり云へり今其の世次を記せるものを見
 らす系譜も名和氏の流あり云へり今其の世次を記せるものを見
 たり傳へすを

名和氏紀事下卷

○名和系譜

村上天皇第六皇子具平親王十一代後胤

○行盛 但馬禪師
行高 長田小太郎村上禪師太郎入道道覺
元德元六十九卒七十二歲

長年 長田又太郎初名長高
東市正左衛門尉從四位下
伯耆守建武三六晦於京
丹野自害 法名釋阿

義高 彦太郎伯耆大夫判官
正五位上左京大進檢非
違使建元三五廿二於和
象國塚浦討死卅七歲
法名了阿

顯興 實基長男從四位下伯耆守
源正大弼檢非違使 法名
昭覺

長行 孫二郎入道覺念
早世

基長 三郎左衛門尉卅歲出家
法名心阿住高野山寶幢
院細谷庵室

顯長 左衛門尉正六位上出雲介
兵庫允檢非違使伯耆權守
三十四歲出家早逝

長義 小三郎
從四位下但馬權守

高光 四郎左衛門尉 正六位上
建武三十一於山門西坂木討死廿二歲

恭長 延一郎 元弘三閏二映
美出雲國自宮

助高 鬼五郎 左衛門尉
宮外丞元弘三四卒

行氏 六郎左衛門尉 正五位
下安藝權守正平五七

氏高 竹島七郎入道妙覺
正平十六三廿卒

高重 八郎左衛門尉村上
判官又号美作判官

源盛 村上信濃法眼正平十三三十三
於肥後國八代卒五十六

女子 六人

義重 右衛門尉 兵庫允
延元三五廿二於義高同死

長重 大井太郎左衛門尉
大藏大輔 能登守

高頼 加悦太郎左衛門尉
中務少輔 尾張守

高泰 三郎左衛門尉
伊弉權守 法名道隆

高兼 布施彌五郎右京進
雅樂助

高通 彌二郎新左衛門尉
民部丞延元六時討死

光顯 後改光顯孫三郎新判官
為顯長及顯興養子

恭興 今若元 實光顯弟 初住高野
山金剛頂院院園不房

顯真 阿波守
法名義存

教長 從四位上彈正少弼
法名照阿

義興 十六歲早世
法名梁傳棟公

有尊 阿蘇推志座

女子

行泰 十郎左衛門隱岐權守
建武二於船上山自宮

高則 余一左衛門尉 左京進
備後守

女子 四人

長村 小二郎入道
法名道教

行村 小二郎左衛門尉
大石豐前權守 法名道空

行重 小二郎彈正忠 遠江權守
延元三五廿二討死

頼村 兵庫助入道
法名道照

高政 左京進 正平七四二於
伯耆國討死廿二歲

義氏 右衛門尉 正五位下
修理亮 安藝權守

義寛 因幡堅者

長氏 二郎左衛門尉 兵庫允
正平七四廿五於八幡討死

貞氏 三郎兵衛尉
延元六時討死

義國 太郎左衛門
通世高野山

氏貞 左衛門二郎
圖書助越中權守

顯信 東又二郎

顯秀 藤二郎

顯生 與二郎 西左衛門尉
三河守

顯元 與二郎

顯忠 實有尊長男
正五位下彈正少弼

重年 次郎
法名利俊紹貞

武顯 實重年弟 次郎太郎
法名大仙紹果

胤村 助太郎早世

秀村 次郎兵衛尉 先首權守
延元、六、晦討死

有村 孫三郎

惟村 號五郎左衛門尉

某 五郎兵衛尉
正平七、四、二於伯耆國討死

掃部允 重村
延元、六、晦討死

興村 正平七、四、三於伯耆國討死

高興 八郎太郎

高長 大夫沖監
延元、六、晦討死

恭秀 隱岐五郎左衛門尉
右馬助 刑部少輔

高顯 彌太郎 左衛門尉
中務少輔 伊豫權守

高年 改高有彌二郎左衛門尉
左兵衛尉 加賀守
延元、六、晦討死

光高 左衛門尉
右馬助

重行 伯耆太郎 正平七、四、三於伯耆國討死

女子 前池長武室

女子 阿蘇惟前室

女子 相良晴廣室

行興 實行行前 從四位下
檢校大夫 伯耆守
法名 興道宗

行憲 十郎早世

女子 顯孝妻

行貞 小三郎入道
法名道一

行忠 性見四郎
法名道意

行實 九郎左衛門尉
長門守正平七、四、三於
伯耆國討死

行義 十郎左衛門尉
肥後權守

行興 左兵衛尉
出羽守

高助 彌五郎

助國 五郎三郎 左衛門尉
延元、六、晦討死

信貞 小太郎左衛門尉 因幡守
建武三、六、晦於京六角精
熱討死

高貞 春日部新判官從五位下
檢非違使兵庫助正平十
五、二、一於伊賀國卒

顯貞 小太郎新判官檢非違
使左衛門尉

廣貞 上神二郎 因幡守
延元、三、五、二討死

長貞 尊高江小二郎
加賀守 左衛門尉

長信 御律師
正平七、三、八於伯耆國
討死

直行 上神三郎
筑後守

行直 實行與年十郎
法名品翁自繁

顯孝 二郎太郎伯耆左兵衛佐
又號守七 慶長十三、二、五卒
四十八歲 法名勝庵大珠

顯喜 上神二郎 改顯理
大正十五於薩摩出水討死
十九歲

行良 伯耆角左衛門

女子 大矢野鎮運室

某 伯耆角左衛門

女子 相良二郎左衛門尉室

高國

左衛門太郎 延元、於越前國坂南討死

助貞

上神四郎三郎 元弘三、四八於西京三條大宮討死

女子

受前五郎左衛門討死

顯快

辨律師正平七五十八、於大仙寺早世

高直

上神太郎兵衛討正平八正十於前國宮討死

顯武

伯耆右近大夫

威高

孫六

直重

上神二郎 雅樂元早世

長興

伯耆太郎兵衛

長威

伯耆十左衛門

長治

伯耆太郎左衛門

長則

伯耆太郎兵衛

長庸

名和十左衛門

長之

名和太郎兵衛

長恒

名和十左衛門

昭興

名和十郎

長靖

名和十郎

右名和氏必世々傳ふる所ふて錦囊必包みまゝ其の上を生給ひて包めるる腐弊きて切らまゝきり皆古のまゝありまゝを巻端上押紙有り寛永十七庚辰年七月二十一日云々伯耆右近大夫弟左兵衛尉長興ニ相傳也ぞ記す斯て此の糸譜書體全く一筆必何らすまゝと顯長顯興二代必錯亂何里是を遙か後より書繼きとるる故必誤きるものぞ見之より重年武顯より後書體異ふて顯孝必畢る是押紙の如く顯武より長興必譲りて時書繼きとるものあり此の糸譜本書の中至要必關らざる所を略なるものありまゝ糸譜を

引くに至りて紙上の便は従ふ所あり又各字言ふ所也
るを今諸書ニ載てて補きて又長興より今の十郎長
つるを今諸書ニ載てて補きて又長興より今の十郎長
 靖公に至るまで各別五新製の糸譜あり以て収めて使
 小書纏く事圖の如くして此の糸譜の巻尾に一條の
 文書を載せしり左の如く

頭殿御内

執事

丹河兵衛三郎入道殿

侍所

河北備後守殿

厩別當

馬籠十郎

厨別當

又五郎入道

奉行人

岩崎大夫房

江原式部房

種一棟

山名民部房

田中民部大夫

并築一棟

判官殿御内

執事

外河前殿

侍所

同内河彦三郎殿

厩別當

石河余次

厨別當

則元又五郎

行政

奉行人

水内備前房

長門四郎左衛門尉

安長七郎入道 官地六郎左衛門尉

賀茂祭御時廷尉介副次第

戸村七郎左衛門尉 御太刀役 通村 長門四郎左衛門尉

檀 三郎左衛門尉 小鴨三郎左衛門尉

渡 部 源 五 雲山宮内左衛門尉 為新

以上六人其外引連乗馬御供三十余騎

頭殿と伯耆守殿の義ふまは正しく守字を書く可
きかり判官殿を義高かり父子の家司を記せるもの
もて元弘建武の際國家一度開暇ふ屬に當家大功の
眉目を顯して大祿を賜はるゝ一家全戚の時態を觀

る可く外河前殿と外河入道長年父子の執事を兼
るもて前同人と云へる意あるゝ賀茂祭御時云々
と建武元年二年の四月の事なるゝ廷尉ハ左衛門
尉ふまは長年祭の警固ふ出らまゝなるふやま
按るふ建武元年九月廿七日賀茂行幸の事日本史
見之と里此時の供奉ふまゝをたゝ尋常の祭の
事や心得てゝく記す傳へるもて何るゝ

○此の系譜長年より八世顯忠一旦八代城を没落し長門
の海上を渡る時颯々過ひて船殆覆らむ望す水手是
教へて斯る難船ふも身命ふも易し難き不世の物を海

且投して助るるついで云ふ且より其の糸譜を海中に
投して僅ツトに恙ツト無き事を乞ひり後寛正六年三月九日八
代へ歸りて第七日且當里領地植柳浦ウヰヤナの漁師大石首魚オシ
此の魚の圖說伴氏の比古妻本に見之りを獲り十四五人許して搦ふ可
く希代の大魚ふまはせて是を顯忠ウツタに獻す顯忠即て此
の魚を割サカむむ彼の長門の海に於て失ひし糸譜一卷
腹中且在りて聊も損ツトへる事無クり望ミむを今八代郡
柄を建て此の石首魚を祀り故に顯忠此山の麓より六世顯
の地を継ぐ谷と云ひ又縣城と云ふ孝上京の時彼の糸譜を身顯ウツタ魁ウツタに傳へ置ルるは天正十
五年出水イッの戦の折イッら遂ニは是を失ふ然るは顯魁ウツタの弟

幼稚より家臣東左京亮行長の養子となりて東二郎介
望云以後ふ伯耆角左衛門と云ひしは兄顯魁戦死の後
一日天故を齋ヒキくものより圖ハカらすして一卷の書を得し
るは是宗家相傳の糸譜なり且是角左衛門二書を姪
顯武二傳へ再當家二相傳すや云へり名和行在或問附
録ふ彼の魚腹中二獲る所を伯耆卷二するを違へりい
ま此の糸譜を見るふ實二潮志二とるカミ痕二ふや阿りて
文字の糜爛往々見えりさて此の糸譜延寶中水戸の
義公柳川侯より借二まひし事阿り卷尾二云ふ一し水
の諸家糸圖纂二名和糸譜二異本二載す此の本具平親
王の孫右大臣顯房以下行威二まての世次二記す未二至

て顯孝以下の系を纂きしる其外ハ上ニ奉る系譜
 兵衛尉源姓村上氏顯孝也記す按百不此と顯孝の時
 の魚腹中より出い系譜を原本せしめて別不顯房より行
 成迄の世系を傍の書不取りて是を別本せしむるの
 まと書總きしるもの不て延寶中義公柳川侯より傳り
 ぬひしハ實を此の副本の方よりいを今の諸家系圖纂
 の不るへく

○件の系譜始祖親王より行成迄の世次を記さす然

る名伯耆卷不其の概略阿るふよりて是不讓きるも
 の不るへく今系譜の異本及び諸書不参考して長年
 まての仔細を記す

名和氏村上天皇第七の皇子 名和系譜伯耆卷等不
 第六とする不違へり 一品式

部卿具平親王 後中書王
 也稱す より出つ親王の長子師房始て

源姓を賜はり官太政大臣不至る師房の子右大臣顯房

日本史松上録不顯房始て源姓 顯房の子中納言雅餘
 を賜はる云へる不違へり

十號 雅餘の子丹波守季房 尊卑分脈松上録異本名和系
 譜増井系譜等不顯房の子を

季房也して雅餘一世を脱すまも増 季房の子從五位下
 井系譜不季房を或名師房不作り

忠房伊勢國不任す忠房の子從五位下憲房 尊卑分脈不
 忠房の子不

加賀守東房阿り憲房の子兵部少輔憲政憲政の子豪運

山徒也かりて攝津堅者也號す豪運の弟不亞阿り小野

七郎仕房也稱ふ但馬國不任して小野房也號す 松上録
 小野房

運の二世を脱せり小野房也号す也阿る也土の憲房憲政
 運の二世を脱せり也

政の弟豪運の叔父也するを一説と聞ゆ斯て伯耆卷小
 村上天皇の御子の中六郎王子七郎王子とて二人の
 啞向り云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々
 件の小野房を誤まると云々云々云々云々云々云々云々
 七郎伯耆卷小野房を誤まると云々云々云々云々云々
 家を承承承承承承承承承承承承承承承承承承承承承承
 昌運京師不徘徊御室仁和寺の代官を殺すふよりて追
 罰せらま但増井系譜昌運御室の代官を殺すふより
 小六郎王子但馬國八木朝倉小野二見方二方上頭下頭
 茂子此の中御座向りて但馬國を領せらる王子の未
 小野慈四郎上頭の領家御室の代官を七良造打殺すや
 云一り此の六郎王子と云一る上云ふ如く昌運の
 父小野房を誤まると云ふあり○和名抄を按る小養父那
 養者地郷向りて今八木小作るま朝來郡朝來古郡二
 方郡二方加多向りて淺後伊勢國鈴鹿山入て強盜を事
 子と朝來多るへ

せらるる追捕使藤原景綱を為不虜せたりて禁獄せ
 らる船上録但馬國に配せらるや云へると取らす昌
 運再罪を犯して遂に其の故國不遂はまむ事如何
 あり昌運の子昌明常陸房と號して竊に京師に住す
 伯耆卷不足を二方太郎と云ひ船上録を行勝と云へ
 り二方太郎を其の通稱あるへ此の行勝昌明と唱ま
 り昌明々父昌運の例不據るふ其の法名ふて山門の神
 行勝をいま得度せさりし時の名ふるへ山門の神
 典入浴の時山徒を禦さし功ふよりて但馬國ふて上頭
 下頭兩郷を賜はる昌明の子行明但馬房と號す船上録
 二方三郎行秋と云ふ此の行明承久の役不行明官軍
 當まり後櫻田と改むと云へり承久の役不行明官軍
 小屬せしを以て北條氏の為ふ其の邑を奪はき行秋の
 船上山の條下不出つ外文不承久之役有名和行秋者馬
 與孫行高從官軍事敗奪邑と云へるを不審當家の伯耆

二下きるを云ふ云々一説云々
子行高の子行高の世に於ては、
元承久三年の役を距る事一
伯耆國下りて汗入郡長田庄
名和系譜増井系譜船上録伯耆
名和系譜増井系譜船上録伯耆
田村云々一説云々長田庄をい
子行威但馬禪師 増井系譜
嫡男行高村上禪師太郎 小太郎
を以て氏とす行高と男子多し
て本郡名和庄に住す
時村上を以て氏とす云々

世間、名和を以て稱すこき其の本土の名おのつ
和庄に移住せし行高長年二代の間、
因る長年を以て父行威の時より
○首、入樂る系譜不行威を具平親王十一代
余譜不見ゆる憲房憲政豪運の三世を脱し
大平記、長年を具平親王九代云々
具平親王十三代之後、
房顯房雅房忠房憲房憲政豪運昌運昌明行威

行高長年ふり此のゆゑ馬本の日本史長年傳ふ其
平親王十五世之裔也記さきより○此頃柳里恭の著は
せる雲萍雜志に云ふ書を見よ不行高性嚴ふしてよく
子弟を教誡す長年是を守りて飯初の童遊ふも約せし
事ふや忘るゝにぞふく或時郊外ふいて遊ひるむ
一人の童牛を牽きて行きり長年二まを呼ぶ、めて
吾を其の牛不騎せて行きてこの河邊までゆらるゝ
云ひる不童こまを識ふひて然らば騎せまぬらむ
貸ふを何を賜はるゝきや云ふ長年館の方を指さし
門前不植ちる樹木をいつまふても汝を望みのま
不伐て取らすゝ樹木をいつまふても汝を望みのま
てのせ行きり後三年を経て一人の男童を牽て名和
氏不末より此の兒前年志らく約あり望て其の貸を
暫る是一時の戲言ふらむやて以る不云ひ説ても肯む
せず高聴せりてさも阿りぬゝ約せし不らひひふ
を行高聴せりてさも阿りぬゝ約せし不らひひふ
ハ以らゝは望み不任せさらむとて長年不語らひ彼の
牛飼の童ふえらはせ門前ふる大木の松を伐りて取ら
せり是を名和の約束松ぞて語り化とふや云ふ事を
載せりいまを土人の口碑もをさく化とふや云ふ事を

松の古蹟も詳ならず但門前の松や阿るを以て按るふ
坪田村の和氏の舊此の村の西に續きて門前村あり
吳もくくを名和氏の門前あり地ありを此の地
方あるゝ○因ふ云ふ美作國美甘縣宇南寺の宸殿の
長押の長年肉筆の落書ありいま半を剥落すや云ふ
も筆勢道勁ふして頗る能書の風を存す○伯耆氏談記
里談等不長年の父行高を長細やするをいふある傳ふ
の氏服襟現再興記に云ふ長年為先考創建一宇山號萬歲
寺稱長綱云々云々一り此の寺禪宗にして坪田村あり
至長年の戒名や々泰應院殿佛の道見居士ふや云ふ
も例の妄誕たり如此名和氏の事ふ於ては後世附會の
説多くて信す可からず件の書等の事上巻ふ云ふ
の如

○系譜及び諸書不見之とる人等論定す可き事阿る
を以たま左ふ舉て考證を附す但行氏長氏二人を下
るふよりて

美ふふす

長年

五石雜志云長年建武元年解官了て子息義高相者守
ふ仕せし由余譜に見ゆ云ひまは撰者所載のよし
ふて駿河國某公賜ふ所の長年の真蹟云ふる公文
を載す其の書建武元年五月廿一日前伯耆と見え
る昔字の下境きて見之す書を筆體ふくは件以三字
ハ二字ふ分明あらす彼の書を見て知はく是等解官
の證也云ふ可ル也と上公察る名和余譜云はる
事見之すまは諸書にも義高を伯耆守とする事所見
無し且長年討死の年を記して是も九州名和未譜云
四十八歳見之たり云ひ九州や阿比金く當
家の余譜を問ゆるは是まは然らす假令はる書阿り
七歳や延元二年四十八歳をすまは同三年子息義高州
ハ父子年齒の差僅ハ十一歳あるは阿らす也又一説
やて四十五四十七と云ふ云ひるは阿らぬくまは
五十六と云ふも其の證無し凡て彼の書ハ長年の
事を謂へる也疑

基長

余譜云廿歳出家住高野山寶幢院細谷庵室也註す按
る上兄義高延元三年塚浦にて討死し郎黨其の骨を
高野山に収む云ひり義高當年三十七歳あり基長
の出家親同年に阿るは然らハ父兄及び弟高光等
皆戦死して一族まは延元二年以降歎を盡し七士以
ふらまハ自ら世變を觀して弓箭を棄兄義高の所縁
よりて先亡を弔らばむ高野
子遁世せしあるは終焉詳ならず

高光

伯耆卷又船上録云七童九後號高光也註して元弘三
年十四歳阿り然るは伯耆卷云は建武三年於西
坂本討死二十二歳阿るは基長と建武三年於西
越も是不同し共小誤あり元弘三年十四歳ふは建
武三年も十
六歳あり

長重

長生

二人の事諸書錯亂ありまつ大平記船上山合戦の條
 小長年合弟太郎左衛門長重小治郎長生と云ひ久米
 兼辨ふも長生を長年の弟とす余譜の趣を長重を長
 年の姓ふて長生と云ふ見えず是を脱せざるもの
 あり然るに大平記山門臨幸元年の條に太郎左衛門尉長
 生と云ひ八幡合戦七年の條に太郎左衛門尉長生
 生と見ゆ然るに非ざる事諸書不瞭然と見ゆ今本考大平
 記を按るに毛利家北條家金勝院南都天正本等小長
 生者長年二男と云ふと云ひ此五木の說皆同じに
 少八長生を實小長年の二男とて太郎判官義高の弟
 三郎左衛門基長の兄あるに斯まハ大平記久米兼
 辨小長年の弟とすを義高の弟を誤るものあり
 水落青山氏の拙齋小森と載する久米長徳兼辨と長
 生を長年の二男とするに件
 の説を訂せるものあるに

顯長 顯興

二人基長の子あり基長の兄義高とて同より子無
 元弘三年船上山の行在りて長年嫡孫と用松九也記

せるる此の顯長ふて當時既小是を嫡孫と定めたる
 ものありさて系譜ふに顯興を義高の嗣とて顯
 長の兄の如く記せざるも延元四年の論旨の嗣木小
 長年嫡孫正六位上源顯長所賜也と云ひ顯興長子
 とらむは是に顯長嫡孫と可き事然らずと顯長小賜ふ
 を以て見まは顯長嫡孫と可き事知はしと大平記正
 平十四年菊池合戦の條に伯耆權守長秋と云ひ長
 秋ハ顯長を下上と誤るものふて顯長長秋の長子
 小とて義高の後を承る事確乎とるに余譜に今の如
 く誤るものを按るに顯長卅四歳出家早世と云ひ
 在世久しむらすに顯興其の後を承るに小より顯興
 の事の家に多し傳はりて遠く是を長子の如く
 誤るるに

○名和系譜の奥に外戚及び鎮西隨從の諸家の系譜
 を載す以て其の概略を記す事左の如し

内河 櫻町權大夫藤原朝臣右家よ望出從五位下右馬大

允右宗後白河院の北面ふて信濃國吉田時田内河等の
 地を領す故ふ子孫件の地名を以て家號とす右宗の子
 時田四郎右成武者所と號し鎌倉右大臣家實朝ふ仕ふ右
 成の子内河次郎右忠其の子次郎弼忠秋田城介泰盛ふ
 屬し弘安七年北條氏の討手と戦て討死す其の子八郎
 弼家當時叅河國大陽寺庄ふ在りたる變を聞て遂に伯
 耆ふ遁る弼家の子次郎右頼右頼の妹長田小太郎行高
 ふ嫁して長年を産む伯耆耆長年の女儀大方殿と云
 へる是ふり後尼とふりて西教と
 號す右頼の子民部禪師長祐其の弟兵衛三郎真信入道長
 念西長
 年の執事より真信の妹と長年ふ嫁して義高基長を

産む後尼とふりて
 教心と號す長祐の子新三郎真員元弘三年二條
 大官ふ於て討死し其の弟彦二郎右員彌三郎右弘延元
 元年山門西坂本ふ於て討死す上卷
 出真信の二男彦四郎
 真親同年正月播磨書寫山ふ於て自害す子細詳
 みらす真信彼
 の右員右弘等と共ふ山門西坂本ふ於て討死の後嫡男
 縫殿允義真阿蘇惟澄中
 世に載す三男彈正左衛門真高真信の弟
 彦三郎右泰以下一族名和氏ふ隨て鎮西ふ下向す義真
 の三男石見守義治の女と名和泰興ふ嫁す義治の弟
 兵庫允義法義真の嫡男備中權守武義ハ嗣子無きふよ
 りて義法其の家を承く上卷ふ見之とる名
 和源興の時八代郡小河城を守りし
 内河彦三郎ハ此の義法とるし
 天授四年九月二十

九日肥後國府に於て討死す上巻、義法より四代式部少

輔喜定の時名和顯忠一旦八代ハツニシを没落せしむ寛正年間

再び舊名復せし事ハ偏ハ喜定の方ありしとて和文書

参取陸奥九義真上巻船上山の條下ニ見えとる和文書

義真同人歎其外彼の條外河津近まると延元元年同三

年の條下ハ河内時同右景同武景等見ゆ皆一族なる

可レなるまや系譜ハ見えず○永祿年間名和行直ハの時

河内三郎計死ハの事上巻ハ出ル

真弓 大中臣助氏を祖トす助氏の子真弓太郎顯任其の

子大夫將監親顯親顯の妹名和基長ハ嫁シて顯長顯興

を産む後尼トありて親顯の子彦次郎時顯其の身又二

郎顯氏等ヲ載す

日野 長門權守平義行伯耆卷等ニ其の子又三郎義泰

又子上ハ卷ハ上ニ出ル、其の第五郎兵衛尉義重其の子参河權守

義頼等ヲ載す

杵築 五郎太郎出雲景年を祖トす景年の子兵部大輔景

春其の子正五位下大夫將監國正名早世し景春の弟正

五位下讚岐權守景國其の子左京進直國其の弟景興高

國國兼等ハり出雲如ハ大社、國造ト也ハまハ杵築ハ其の

し○杵築越後名和顯武の時肥後國

土屋 出雲權守千原宗行其の子簡河三郎左衛門尉宗重

伯耆卷上土屋三郎宗重ハ其の第五郎左衛門尉宗重

九日肥後國府に於て討死す上巻、義法より四代式部少

輔喜定の時名和顯忠一旦八代を没落せしむ寛正年間

再ひ舊名復せし事ハ偏小喜定の力ありし事也和文書

参取陸奥九義真上巻船上山の條下に見えしとる彦三郎

義真同人歟其外彼の條小外河奉近まじ延元元年同三

年の條下小外河國時同右景同武景等見ゆ皆一族ある

可らまじ系譜小ハ見えず○永祿年間名和行直の時外

河彌三郎討死の事上巻小出

真弓 大中臣助氏を祖とす助氏の子真弓太郎顯任其の

子大夫將監親顯親顯の妹名和基長小嫁して顯長顯興

を産む後凡やありて 親顯の子彦次郎時顯其の弟又二

郎顯氏等を載す

日野 長門權守平義行伯耆卷等小日 其の子又三郎義泰

又子上巻船上山の條下小出、其の弟五郎兵衛尉義重其の子参河權守

義頼等を載す

杵築 五郎太郎出雲景年を祖とす景年の子兵部大輔景

春其の子正五位下大夫將監國正名早世し景春の弟正

五位下讚岐權守景國其の子左京進直國其の弟景興高

國國兼等あり出雲中社、國造由姓おまハ杵築ハ其の

し○杵築越後名和顯武の時肥後國

土屋 出雲權守千原宗行其の子筒河三郎左衛門尉宗重

伯耆卷小土屋孫三郎宗重也、其の第五郎左衛門尉宗清

正平七年八幡及び於て討死す
上巻本出、此の外本土屋又
一即某隱岐皇居の衛中子
在りし趣上巻不見ゆ一族
る可りまを系譜にハ見えず

進

三能紀六郎紀為成を祖とす為成内河氏の女
長年妻
女の妹

を娶りて為基を生む本國會見郡三能不住す為基左京
進ぞありて進六郎と號す是より進を以て家號す為

基の子三郎兵衛尉為信其の子彦松丸某を載す
進應永
稱真春

名和顯典の時肥後國にて四浦城を守りしこと上巻小
出、年代を推す小彦松丸某或ハ是あらむ歟○三能ハ今
の美濃御まも書、村ハて其の家不存せり國中進氏を
稱するもの皆此の後あり幕府の進氏も是より支るも
云ふまゝ木郡八幡村ハ相見氏ハりも巨勢氏ハて元
弘三年五月五日の繪旨興元年の繪旨正平九年の文
書等を載す元弘三年ハ與力せしものなる事知へし常家
ふまの當時名和氏ハ與力せしものなる事知へし常家

まゝ進氏を稱す美濃村の進氏とて同姓とて本國の
藩族ある其の流遠く上古及出とる趣伯耆志ハ云へ
り

○名和系譜及び家の文書不見えし一族の家號又

譜第郎黨の家號等を左ハ舉ぐ且家號の中本國近國

の地名ハ因まざるハや覺しきるきりを試み註して

後按ふ備ふ

大井

嘉悦

和名抄ハ美作國久米郡大井郷見え出雲國島根
郡ハ大井村ハ是等の地名ハ縁起ハ越前守兼行名
系譜ハ森長の子高頼此の姓を稱せり越前守兼行名
和顯典の時肥後國ハ津奈木城を守り大和入道嘉
心天文年間同國網田城を守りし事上巻ハ出、天正十
二年薩摩野肥前力の龍造寺隆信を討て歸る時難成ハ
過以て網田浦ハ源泊せしハ柏原野の家人如悦
大和入道兼心是を繁應す云ハ一、百事菊池軍記ハ載

すまゝと上巻に見えたる天正十六年加藤氏と初めて仕へし加脱龍潭ハ彼の素心ヲ思ふと其の家元和の頃も同氏ハ仕へし越上巻ニ

布地

出當家今祀後氏ハ仕へし越上巻ニ
和名抄ハ四階田高草郡出雲岡仁多郡隱岐
國海部郡美作國大庭郡等ニ布時辨所リ

三谷

村西リ○三谷升後守行長此後國ニて津本木城を守
リ三谷刑部左衛門天文年間同

竹萬

本水城を守リ之車上巻ニ出
國阿高城を守リ車上巻ニ出

美作

家ノ文書ニ隱岐
權守行未ヤ注す

河南

同書ニ傳後守高剛ヤ註す
同書ニ傳後守高剛ヤ註す

河北

錯ノ具書ニ頭、故傳所ヤ見ゆ

大石

大石

鏡
春日部

葦高江

出雲國新守郡小葦高江驛所リ字或ハ出雲江ニ作
又名和庄小出雲江神社所リ産土の社ニて是ニ

上神

木國久米郡小上神庄上神村所リ和名抄ハ出上神
出羽守重光名和顯興の時肥後國ニて佐敷城を守リ

筑見

和名抄ハ出雲國島根郡十所郡所リ出雲風土記ハ
見申筑見十所守ハ異ハまじり彼の地ハ由縁所リ也

江原

木國倉見郡長田、
庄小江原村所リ

安長

因幡國高草郡
小安長村所リ

○名和氏紀事 下巻

種 本國八橋郡
 小鴨 上卷下出、〇江原以下
 荒松 今地名、此の氏を稱するものあり
 以下名和氏、鎮西に隨ひて皆其の臣僚と見らるる云
 蜂須賀 一り 文書
 南條 氏譜記、南條女塩高貞の二男、伯耆守貞宗を始祖
 ぞすと云、一り其の家果世本國河村郡羽衣石の城主
 不て大永中、一没落す、以て名和氏と鎮西に隨はるる
 其の流、異ある、一高貞の二男を以て始祖とする家
 不てを延元四年鎮西
 下向の年紀、今はす
 系譜の奥書、一
 又五郎たり

皆吉 阿蘇社文書、正平三年三月、皆吉彦三郎吉野
 行官の御使、とて筑前、下まると見之たり
 河田 糸譜の奥書、山村、後、此の地、一顯る、姓、一也
 雲山 美郡、一雲山村、後、此の地、一顯る、姓、一也
 水舟 同書、一備
 岩田 前房、一り
 賀茂 上卷、藤上山、の藤下、一賀茂、同入道、一多し
 荒木 和名、抄、一伯耆國、八橋郡、荒木、郷、一多し
 火置 和名、抄、一伯耆國、八橋郡、荒木、郷、一多し
 用ヶ瀬 郡出雲國、神門郡、等、一多し
 内田 因幡國、智頭郡、一多し

〇名和氏紀事下卷

〇十八

市村

龜谷

満竹

蜂屋

染田

本郷

三輪

八幡郡由良郷二龜谷村有り○於田以下三丈走元三年改高計死の條下出

本郷河原村二兵衛三郎其信の姓本郷横三郎其連有り
まよ本郷式部大輔家ノ和國典の時肥後國守り水
候城を守り本郷外蔵天文年間同國豊福城を守り
此の上巻不出まよ上巻二見之と長清徳亮ハも
此の氏不リと云一り○上巻二天文十八年中斐原運
行興の條と死せし木郷武藏守也云一る
上て本郷氏を冒し、まよの事ハ名知
和名抄二因幡國邑美那美作國
苦東郡大庭郡等二美和郷有り

島屋

上巻
出

右の地名等の外も普く搜索せハ一族臣僚等の所

縁を知可らまども今見聞およぶ所の之を擧ぐ猶

他日考ふべき事何望
汗入那郷戸村二王身代也呼

共例の條説ふて取るふ足らず王ハ大ニて世俗豪

留を指て大分限者也云ふ同し義ある可し此の家

の先祖名和氏の解ふて同氏ハ云とる以しよく氏殿

権現縁起等云一り家傳ハ詳ふらさる趣ある一叙を

彼の正場薫此の地ふ来り時當家ハ主一人其の由

見こみ長サ心共四尺許ふて其鑄ハ和又大郎所持之
来を知らず薫こまを熟視する遺物本主ハ河村那
の八字を刻す達近ふ傳ふ某名和氏の解ふて今其
の形を掲し安田氏而先祖某名和氏の解ふて今其
行在より名和氏不隨ひ其の三男長年共傳詳ふら
て討死す云一り此の家今存す共傳詳ふら

○名和氏記事下巻

〇十九

○宗族其他元弘以降王事死す為輩上卷及記す

云々望も猶以左及掲乃て目安ふ備ふ

長年 延元二年六月晦京外野ふて討死○下注す討死

義高 長年嫡男延元三年五月廿二日堀浦安倍野ふて討死

高光 義高弟延元二年十月山門西坂本ふて討死

泰長 長年弟元弘三年閏二月廿九日出雲國ふて自害

行泰 同上余譜不建武二年月日給上山ふて自害

義重 長年姪長義嫡男延元三年五月廿二日討死

高通 同上助高二男延元元年六月晦討死

高政 高通弟正平七年四月二日伯耆國ふて討死

長氏 長年姪行氏三男正平七年四月廿五日八幡ふて討死

貞氏 長年嫡男延元元年六月晦討死

高長 長年姪高重二男延元元年六月晦討死

高年 同上高則二男延元元年六月晦討死

行重 長村孫行村嫡男延元三年五月廿二日討死

秀村 同上頼村二男延元三年五月廿二日討死

某 正平七年四月二日討死

重村 元平三年五月廿二日討死

興村 元平三年五月廿二日討死

信貞 行貞嫡男延元元年六月晦討死

○名和氏紀事下卷

廣貞	廣次	助貞	助重	長信	高直	行實	助國	高國	真信
五月二十二日討死	廣貞弟歿元弘三年六月晦討死	信貞弟元弘三年四月八日討死	助貞弟元弘三年六月晦討死	長貞弟元弘三年七月晦討死	直行弟元弘三年七月晦討死	行實弟元弘三年七月晦討死	助國弟元弘三年七月晦討死	高國弟元弘三年七月晦討死	真信弟元弘三年七月晦討死

真親	真貞	右真	右弘	義法	右景	武景	國時	義元	忠賴
真信二男系講不延元弘三年正月攝廢國書	真信長弟元弘三年八月八日討死	真貞弟元弘三年五月五日討死	右真弟元弘三年五月五日討死	真信孫元弘三年五月五日討死	右景弟元弘三年五月五日討死	武景弟元弘三年五月五日討死	國時弟元弘三年五月五日討死	義元弟元弘三年五月五日討死	忠賴弟元弘三年五月五日討死

○名和氏紀事下卷

忠成 荒松兵庫助延元三年五月廿二日討死
 元親 春原林玄基元延元元年六月晦討死
 幸清 小鴨沼部少輔延元元年六月晦討死
 宗清 土屋五郎左衛門尉正平七年四月八日八幡寺討死

○名和氏相傳の給旨并朱印感狀等

肥後國八代庄地頭分内鞍楠村寄進熊野那智山之由被聞
 食畢者 天氣如此悉之以狀

建武二年五月二十八日 大膳大夫

伯耆大夫判官館

大夫判官右義高おり宿願の事等ありて所願の終を
 那智權現ニ寄附せむとて公願ニ達しとりと其の尤

許の給旨より今所藏の給旨皆副本ありて奥不實名
 を註す此の副本後世あるら二百年來の書ニを有ら
 ナ紙の様なく知へし然るニ此の奥書且大夫判官を
 長年編孫正五位下奉與や註する云云一奉與ハ實
 ハ基長の四男にて顯興の嗣と云ハ建
 武よりハ五十餘年の後あるものをや
 大和國大田庄為當年兵糧料可令知行者 天氣如此悉之
 以狀

延元三年七月二十六日 左少辨

村上六郎左衛門尉館

奥書不長年合第六郎左衛門行氏や註す行氏諸兄四
 人既不没して義高も去る五月討死し基長も進世せ
 ばハ暫時一族の首領とまじもゆふて
 兵糧料の地をこまお賜へるあるふし

河内國石川宣百免為兵糧料所可令知行者 天氣如此悉

之以杖

延元四年二月二十七日

左衛門位

村上出雲介館

奥書云長年嫡孫正六位上源顯長也註す顯長弟譜
右左衛門尉兵庫允主と太平記云右伯耆權守也
り源長の子事既云論す給吉の趣ハ鎮西の兵糧料
て河内國に於て伴の地を賜ふるよしあり石川八河
の郡名ふり宣百免ハ心得難く地名も似つらはれ
ららす免ハ土免の義ふるは宣百免段とせ
の補呼
ふや

出雲國利弘保地頭職為勲功賞可令知行者 天氣如此悉

之以杖

興國元年六月二十一日

左中將

村上兵庫允館

奥書云長年姪義重也註すハ非ふり義重ハ延元三
年討死して興國の年紀合はす余譜ハ兵庫允長氏
共死當時一族の首領とるは後正平七年八幡にて
討死せむハ宗子鎮西下向の後吉野の行官を守護
能儀郡云在り出雲八木國郡に於て固より當家の一
族所縁ありゆよ此の地頭職也云云清永村あり
○因云今利弘村の南二十餘丁に清永村あり
の佛堂の傍に古蓋一基あり安政三年木藤宮原
積祇屋にて米子八日八字を見出さるる古墓を掘りて
正平十年二月八日の八字を見出さるる名和氏の
當時の正朔を奉せしむるハ次を得す今此の繪旨ハ
らむと臆つても以て明徴を得す今此の繪旨ハ
了て按るよ彼の清水村利弘の近村に今此の繪旨ハ
保外おとせよて長八幡とて討死の後此の地頭の由
縁ゆるハ因て其の碑を愛ふ建さるる此の地頭の由
る正平十年ハ討死の年紀合はす余譜ハ兵庫允長氏

を建てる年
ふてふや

上卿日野中納言

正平九年六月十八日 宣旨

修理亮源義氏

宜任安藝權守

藏人頭刑部卿藤原宗教 奉

義氏ハ上の長氏の兄なり如此行氏以下父子三人の
倫旨今宗家不傳ふるを以て按る不義氏も後不鎮
不下至て顯長と同居せしもの事太平記正平十四
年菊池合戦の條不伯耆權守云く修理亮を賜ふて
知る可く既不安藝權守不任せし後不
世間ふ不故の官名を呼ひしあるべし

上卿按察中納言

天文二十二年五月二十一日 宣旨

宇土伯耆守行興

宜任修理大夫

藏人權左少辨藤原淳光 奉

上卿廣橋大納言

弘治二年四月十四日 宣旨

正五位下源行興

宜叙從四位下

藏人左中辨藤原淳光 奉

羽柴筑前侍従
小早川隆景
朱印ハ豊臣大關
の印多ク

於筑前國為替地五百町事被宛行之訖全令領知則羽柴筑
前侍従可隨逐候也

天正十六
八月十二日

朱印

伯耆左兵衛尉とのへ

去正月廿六日大明勢都近邊寄来刺為先手人数差出及合
戰之慶井上五郎兵衛尉被仰談堅固之御覺悟誠御粉骨之
至候彌御心懸肝要候恐々謹言

六月七日

隆景花押

伯耆左兵衛尉殿

○名和氏傳家の伯耆卷一卷系譜等共ニ最至寶ナリ

書體古朴必々て真片假字を用ふ巻物ニて表紙
及錦を張る何事

の年間必書る事を知らず但書中七郎氏高の註及正

平十六年等何事ハ鎮西下向の後ニ記せるものある

事名知らまじり近世瑞ハナ氏の群書類從ニ採収せる本

也同但類從本ニ張の裏より三張許脱文有りま
廿六張の第一行ハ少脱文有り是等の文名

和木和木ハ橋はまり此の外扱合するハ誤脱以さる
元弘も元同本ある事ハ論無きさて今船上録を見る

小元弘小元弘年間ハ先成り伯耆卷ハ後小成まる如
船ハ録上録ハ味はふ伯耆卷ハ當家心て記延寶中

柳川侯柳川侯 堀澤守繼
虎朝臣水戸義公の請以給ふ依りて此の

伯耆卷及以系譜をうつて贈り給へる事有り當時

義公大日本史修撰の御舉有りて普く天下の遺書を
購求し給ふに依りてあり

此の時の是の手翰を當家
左衛門より借候而江戸へ
我等手前も寫置度唯今
間則差返し候大事物久
返候云々書せらるる十
長或かり此の手翰家老
の手翰ふを伯耆卷のミ
も引採せらまるとる此
此の書の収まきるを當
此の書の収まきるを當

此の書の収まきるを當家の本の傳ハまきるものあり

以上上巻に記する所ハ皆件の原書に據まり

山行在ふて賜は望し宸翰ハ
ハ幕府の秘庫に納まり
記引用書目の中ふ伯耆
る註ふ伯耆守長年之裔
元弘三年
船の上

世傳為家珍云々
ある然らざるを
祖ふて二百年をへ
寶を失ふへき
の文ハ其の書中
ふおよはす固より
ふ可きふも石ら
書の注ふ文臣の記
せく此の宸翰まこ
ハ當時彼の義公修
ひて普く天下の列
の事かまハ幕府ふ
に給ふ可くも何ら
憾むへき極ふおむ
役する事有りて千
てて御ふ其の譜を
ふて名和氏ふ其の
に給ふ即て彼の御

幅内りまゝ其の序小大徳寺の大綱和尚も見え
 る不彼の寺ハ後醍醐天皇の御草創ふて舊く天皇の
 宸儀を安置す然るに勅命ふよりて件の宸儀を撰寫
 し奉り朝廷ふ上るへき奉りて時ふりてハ大徳
 舊縁を懐ふのゆゑに私に真寫一枚を贈らまは
 十郎感喜ふとすて今家五至寶とす長江主と
 の真影の御株を問ふ龍顔四十許ふ坐す御厨の
 間蔵まり眼光人を射る如くは之兩頬下教ふ坐
 すと云へり實小近年吾の會見郡ふ安養寺ふ
 て拜し奉りて彼の寺所蔵の御影と云く符合す
 ○本國汗入郡名和庄坪田村 以庄坪田門前二村を名
和庄と云へり此の庄小郡ま
 る振原名和東公三村を和茂郷と云へり何まの項よ
 り此の名和村の名和を能字み作りてノウ村と呼
 ひしを今代故の字み更ゆてナリと呼へり古書と那
 波と書る波字ハ然る可らす和名抄ふも汗入郡
 泰和と見えたり斯て此の村以ま名和庄と云へり
 加茂郷ふ収るを云へる古くハ此の目とりに廣く
 名和と云へり 其名和氏の舊址を存す北五丁許小長者
 こふるへり

原と云ふ地あり土中今小魚米を存す此の上巻子記
 する元弘三年閏二月廿九日館を焼拂以て時共灰
 燼とあり倉庫の址あり誠小千歳の感慨を寓せて
 是を遠近に傳ふる事世に知る所あり彼の舊址ふ
 るく長年朝臣を祀りて氏殿権現と稱し其の像を安
 置せる小祠ありを吾の興禪公 光仲 受封の後貞
 享三年藩臣大窪友尚命して新像を安し其の社を
 舊址の東二丁許の丘 ツカ に移して經營を加へ給ひらる
 の其後元禄三年友尚水戸の史臣森尚謙が請ひて碑
 文を撰はしむ 氏殿権現 再興記 其の文大窪氏に存りてを

今公普く温古の美事を舉させ給へる中及去々安政
五年祠畔に新し碑を建給ひて即て正面の題字を
親ら御筆を添へて彼の尚書ニの文を碑陰に刻ニしめ
給へり此の卷の空ちめし寫し以て、記さむも
ありこゝにまじりて世に普く聞えさしむ事の本意ホよくて
如此なる

題字

故伯耆守名和君碑

碑文

故伯耆守名和君碑陰記 水戸侯臣 森尚謙撰并書

自古忠臣義士の節善死者必建祠祭之且暮致敬使民有
勇且知方歲時奉祀教士見危而致命彼張許善死於唐文
謝殉節於宋皆享廟食非所以崇德設教乎故伯耆守名和
公源朝臣諱長年者伯州名和莊人也丁於元弘之多難迎
後醍醐帝於船上山遂奉 乘輿恢復京師其忠義不耻

古賢將竹帛所垂可以概見焉不幸而遇延元之變力戰沒
于敵中嗚呼雖壞形骸於一時而傳名節於百世凜然士氣
誠可令懦夫知立志矣今名和莊氏殿神祠此其靈也近年
大守羽林池田公擇地移祠墾田所之臣大窪友尚奉
其事且竭力興造祠乃成像乃設是祭是饗其詳見于福位

道祐所錄文尚請尚謙為記我水戶相公篤崇

南朝與名和公同志於千歲之後尚謙事其家豈所敢辭乎又從而繫之以辭曰

紛上迎 駕 佐命忠臣 大宮力戰

取義成仁 凌霜氣節 貫日精神 氏殿舊址

威德惟新

元祿三年八月日

安政五年五月日

因幡伯耆國主從四位上行左近衛權少將源朝臣慶德建

元祿中大窪友尚奉 命修君祠廟 請水滸儒

臣森氏作碑文而其碑不果建森氏所親書者歲在于大窪氏間寫以獻

公命有司建碑因隸識於其面使正牆蕪換大窪

氏所藏者而題其陰又使元勳記其事於其側固

辭不得 命記之臣二宮元勳再拜

附録

柳川より寫して齎て歸りし系譜文書等をあとの
 諸書に参考する因^ナ何くまじ人にもあたらはる
 るあはらすも吾海の高橋氏主と藤原の後醍醐氏
 の事を聞以てはる即て其の系譜を得てまじ諸言
 小考ふる小其の本編弘和三年應永四年の下小記す
 べきあ如くあまも懐良親王薨去の後の事を名和
 氏小むねと關^アあらさま彼^ナあ省きて如此附録せ
 といつ

後醍醐氏 後醍醐天皇の皇子懐良親王より出つ親王延

元三年征西大將軍式部卿小任一機一品中務卿小教社
給以新集寺花井阿蘇社弘和三年夏肥後國八代郡
高田小於て薨去す給ふ高田武朝甲戌五條文書前池軍
御卷明文口不傳等小依良を良取疾院を常備必安也
却兄弟事長親王以下皆良字を下置る也然き言も親王の
愛お下上小政志るふも一いきて親王を初小花國
まき教言や稱し後小如西宮九州宮司教皇也後宮
や稱し明より親王を言さる言小西親王或居八代
中諸言不見元之至きて牧畜種の親小親王或居八代
居菊也或系大軍所や云一る高田八代親王八代郡
親王の知在所あり然る小後院余諸小親王八代郡
野郷小薨すやい一る小野小高田の總名を言小東
牧國進士細ひ小遇ひて其の故址を所以し小進士管て
父小隨て是を承おし中阿里八代郡高田より一里許
の廟あり寺小親王の御影を藏す雖直木小て御影を
めし御後小日月行小る御旗を建つ北氣觀取る一と

云一り菊池軍記小朝王の薨去を嘉慶二年三月十八日
也する也今悟真寺小安する神牌小刻する年月を記せ
るふるいり也其の牌ハ後人の初親王菊池武光可妹
を給て良宗王を生給ふ後院系譜良宗王初爵松丸
良王云々正平十八年癸卯誕生や云一親王薨去の後
里根小良宗也更め給つるふる一親王薨去の後
鎮西の官軍良宗王を奉て征西將軍官也稱す菊池武
故藤松遺鎮西文書編年録菊池軍記小懐良親王後小御
姫赤成親王を行宮より迎つて是を太宰府小置き目
八代高田小坐すいり也ハ鎮西の官軍兩宮不出仕す
云ふ事を載せ也紫卷小も後の征西將軍を恭成親王
才牧國氏の説小武朝申故を引て故大王足儀良親王也
又曰筑州大王諸親以為恭成親王或良成未詳恭成皇山
帝之所遺居之無幾而遷行宮乎や云一り今日本史を按
る小恭成親王小後村上天皇の皇子小て後龜山天皇の
皇太子小立ち給つり良成を其の御弟小て是を稱鎮西
臣也而也恭成親王を云一るを誤小て良成王鎮西下

○名和氏紀事下巻

○附録二

句の事有るある一説にまじりたる此の良成を良宗或曰く
や云ふる牧園氏の説にまじりたる此の良成を良宗或曰く
小く云ふる別ありて斯て右の趣を按るに良宗の相伝
隔る成王下向の事編弘和三年の下の事云ふる
有しと云ふ良宗の事編弘和三年の下の事云ふる
考合すといふ○續西要略の正平十五年西下軍
母良親王を討つて其の子良成の時五年十四日
と云ふ西下軍を討つて其の子良成の時五年十四日
云ふ西下軍を討つて其の子良成の時五年十四日
を徳元二年後醍醐天皇第二の皇子とす
元徳元年二年後醍醐天皇第二の皇子とす
其大將軍左兵衛佐藤兼光其後醍醐天皇第二の皇子とす
在之將軍左兵衛佐藤兼光其後醍醐天皇第二の皇子とす
杜西將軍左兵衛佐藤兼光其後醍醐天皇第二の皇子とす
くてひるの床に書けり云ふ此の皇子とす
り今日水史の探るに皇弟五皇子の皇子とす
親王を稱す五皇子の探るに皇弟五皇子の皇子とす
の下を監せしむるに皇弟五皇子の皇子とす
仲時等を尋ねしむるに皇弟五皇子の皇子とす

大平記に見えたる其後鎮西下向の事あり
也然らば懐良親王の下り給ひて延元四年より二年前
の事あり日本史の文中年間より以て選賊勢彌滅す
後不知其所終望見也文中年間より以て選賊勢彌滅す
て官軍日々不衰云々も猶屢興復を計りて
三年以下の趣元中二年六月良宗王菊池武朝宇土河尻
考合すといふ元中二年六月良宗王菊池武朝宇土河尻
の輩を率る本國南郷に出て今川了俊の赤山城を攻ら
る七年今川了俊同仲秋良宗王の居城八代を攻む七月
城竟に陥て武朝等良宗王を奉じて少貳貞頼の隈部城
不引籠まらざるを了俊踵て當城を攻る事急なり
夜不紛て官軍遂に波落す八年足利義満使を遣はし和
議を講ずるによりて良宗王と八代不歸城の要領

少貳百朝其の叔父冬資等官軍小為七
筑後を征むる為不當國矢部の山中不在陣せしむる
るの五條庄馬頭頼治是を奉じて筑後豊後の守手を破
る五條頼治中次頼治の父少終言清原頼元懐良親王
を司る頼治又攻伐守禦の功許多ありしに當時より天
部大淵小住子孫今小連綿より行宮の勅書さし親王
より賜はるる令旨及び金鳥の職を藏 應永二年頼治
す其の文書鎮西文書編五年録小見田 應永二年頼治
と武徒を撃て功を奏す 五條文書本書小見田道徳進散大
通候就中云前集云粉骨旁以痛教存候其功定可有
期我感悦之至難盡筆端候期冬時候也十月廿五日
馬頭殿此奉書等武信信經見早可破付道之候也
是良宗王の令旨さし紙尾小元中十二年十月廿日御社
所矢部大淵を按る武徒の武更の第肥前守武隆の男二郎武信
南池系同を按る武徒の武更の第肥前守武隆の男二郎武信

り是はるはしきて此外五條文書阿蘇社七書等小良
宗王の令旨あり皆元中十年同十一年也然るを
去元中九年南北御講和の機小して天下一統の号を用
ひらるはききせむも猶明徳四年小當まる元中十年よ
り同十二年迄故の行官の正 四年七月大内義弘大友親
朝を奉せらまはるのなり

世八代城を攻む御方防禦力を盡すや云へ望も竟不没
落して良宗王翁池武朝と共小薩摩小遁を給ふ 今按る

二年の夏懐良親王翁池武光を率て薩摩の山使を征伐
し給ひ國中過半平治しるを八其頃暫親王の坐まはる
る地を谷山御所と稱ひし趣阿蘇社文書不見也とりさ
るを國人大隅助三郎谷山五郎鯨島彦五郎入道等建武
年間より官軍小心よせ深あり凡る趣島津文書不見也
と史ハ是等の外應小内連りしもの小て谷山如即て谷
山五郎の居地とせしむる有る所縁小就て良宗
王と薩摩小越さ給ひしもの云へり本書小上る一
説小肥前の有馬小渡り給ふも云へり本書小上る一
有馬孫五郎弘和年間南池を共小恢復を謀る由見え

り是より先文中年間武朝良宗王を奉じて肥前守執り
有馬本橋山云々の如くあまを是等の所縁小四りて
有馬山も渡らば七半良宗王菊池宗岩等共小八代小歸
至給ふ事年西要略此後良宗王の類未世子開田の事無く
年を以て事年西要略此後良宗王の類未世子開田の事無く
官後屏扇筑後天部之大和馬年八月大和土人今捕
御側云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々
すて幾く武朝の御免を以て今按るに武朝を承継す
記小四十五歳云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々
小大扱四十五歳云々云々云々云々云々云々云々云々云々
源を稱ひ家號を後醍醐院と稱ひ後醍醐院の御宇越後守と
號せらる懐良親王薨去の後良宗王輝小義故の餘衆を
有るは八征西府の勢彌盛たり然る故に北朝の御座
轉々姓又家號俗稱をきつ頁以給へり然る故に北朝の御座

御流の末代に理を果す事を嘆き給ひ御祖父天皇の尊
號を以て家號と給ひしゆりさる事情を想ふに
誠小痛恨限無良宗王の子伊豆守良忠良忠の子越後守
き事ふりゆ至宗親宗親の子越後守良春良春の子越後守守能宗能の
子備後守良任良任の子喜兵衛宗重又淡路入道淡齋と
り良任迄の間を其の居處を許せし宗重及び父良任を
肥後八代云々の如く然るに其の先世に彼地云
在るに天正の初本國相良氏修理大の旗下に属して屢
軍功あり乃ち相良氏は是を賞じて其の庶流なる高橋
の稱を與へて一門の好をふす後宗重相良氏に請ひて
自名水姓後醍醐院に復し嫡男頼次を以て高橋氏を冒さ
しむ十年島津氏義弘朝臣八代に來らるる時宗重是